

(仮)新富士見市民温水プール整備・運営事業  
事業契約書(案)

平成 28 年 2 月 19 日  
大 津 市

**(仮) 新富士見市民温水プール整備・運営事業  
事業契約書**

- 1 事業名 (仮) 新富士見市民温水プール整備・運営事業
- 2 事業目的 上記事業の遂行（業務の概要は約款第6条に定めるとおり）
- 3 事業場所 ██████████
- 4 事業期間 自契約成立日 至平成46年3月31日
- 5 契約金額 金\_\_\_\_\_円（うち消費税及び地方消費税金\_\_\_\_\_円）  
ただし、約款の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。
- 6 契約保証金 金\_\_\_\_\_円  
ただし、具体的な納付金額、納付時期、代替納付などの詳細については、（仮）新富士見市民温水プール整備・運営事業事業契約約款（以下「約款」という。）の定めるところに従うものとする。
- 7 契約条件 約款のとおり

上記の事業契約について、下記の発注者と事業者は、約款の定めるところに従い、各々対等な立場における合意を以て、上記のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行することを誓約する。本契約は仮契約であって、本契約が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条及び大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月25日条例第21号）第2条に基づく大津市議会の議決に基づき、本契約として成立する。なお、大津市議会の議決が得られないことによって受注者に損害が生じた場合であっても、大津市はその責を負わない。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年\_\_月\_\_日

発注者： 滋賀県大津市御陵町3番1号  
大津市  
代表者 大津市長 越 直美 印

事業者：

印

(仮) 新富士見市民温水プール整備・運営事業  
事業契約約款

目 次

<b>第 1 章 総則</b> .....	1
第 1 条 (定義) .....	1
第 2 条 (目的及び解釈) .....	5
第 3 条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重) .....	5
第 4 条 (事業日程) .....	6
第 5 条 (事業場所) .....	6
第 6 条 (本事業の概要) .....	6
第 7 条 (事業者の資金調達) .....	7
第 8 条 (契約保証金) .....	7
<b>第 2 章 設計業務</b> .....	8
第 9 条 (設計業務の実施) .....	8
第 10 条 (第三者による実施) .....	9
第 11 条 (基本設計の完了) .....	9
第 12 条 (実施設計の完了) .....	10
第 13 条 (設計の変更) .....	10
第 14 条 (許認可及び届出等) .....	11
第 15 条 (事前調査) .....	12
<b>第 3 章 工事監理業務</b> .....	13
第 16 条 (工事監理) .....	13
第 17 条 (第三者による実施) .....	13
<b>第 4 章 建設業務</b> .....	14
第 18 条 (近隣対策) .....	14
第 19 条 (本件工事期間中の保険) .....	15
第 20 条 (工事の施工) .....	15
第 21 条 (第三者による施工) .....	15
第 22 条 (事業者の施工責任) .....	15
第 23 条 (工事施工計画) .....	15
第 24 条 (工事施工報告) .....	16
第 25 条 (市の行う工事との調整) .....	16
第 26 条 (検査、確認等の責任) .....	16
第 27 条 (中間検査) .....	17
第 28 条 (事業者による完了検査) .....	17

第29条	(シックハウスへの対応)	18
第30条	(試運転等)	18
第31条	(工事の一時停止)	19
第32条	(工期の変更)	19
第33条	(工期変更の場合の費用負担)	20
第34条	(第三者に対する損害)	20
第35条	(本施設への損害)	20
第36条	(各種備品の調達・設置)	21
第37条	(開業準備)	22
第38条	(市による完工検査)	23
第39条	(引渡し)	23
第40条	(運営開始の遅延)	24
第41条	(かし担保責任)	24
<b>第5章</b>	<b>施設供用業務</b>	<b>25</b>
第42条	(指定管理)	25
第43条	(業務水準書及びマニュアルの提出)	26
第44条	(施設供用業務の実施)	27
第45条	(費用負担)	28
第46条	(第三者による実施)	28
第47条	(施設供用業務の実施計画)	29
第48条	(施設供用業務の実施体制)	29
第49条	(情報管理)	30
第50条	(急病等及び災害時の対応)	30
第51条	(セルフモニタリング等)	31
第52条	(施設供用業務の定期報告)	31
第53条	(モニタリングの実施)	32
第54条	(損害の発生)	32
<b>第6章</b>	<b>サービス購入料の支払</b>	<b>33</b>
第55条	(サービス購入料の支払)	33
第56条	(サービス購入料の改定)	33
第57条	(サービス購入料の減額)	33
<b>第7章</b>	<b>契約の終了</b>	<b>34</b>
第58条	(契約期間)	34
第59条	(市の事由による解除)	35
第60条	(事業者の債務不履行等による解除)	35
第61条	(市の債務不履行による解除等)	36

第62条	(法令の変更及び不可抗力)	36
第63条	(特別措置等によるサービス購入料の減額)	36
第64条	(引渡日前の解除の効力)	37
第65条	(引渡日後の解除の効力)	38
第66条	(損害賠償)	39
第67条	(保全義務)	40
第68条	(関係書類の引渡し等)	40
第69条	(所有権の移転)	40
<b>第8章</b>	<b>雑則</b>	<b>41</b>
第70条	(公租公課の負担)	41
第71条	(運営協議義務)	41
第72条	(金融機関等との協議)	41
第73条	(財務書類の提出)	41
第74条	(秘密保持)	41
第75条	(著作権等)	42
第76条	(著作権の侵害防止)	42
第77条	(産業財産権)	42
第78条	(株式等の発行制限)	42
第79条	(権利等の譲渡制限)	42
第80条	(事業者の兼業禁止)	43
第81条	(遅延利息)	43
第82条	(要求水準書の変更)	43
第83条	(管轄裁判所)	44
第84条	(疑義に関する協議)	44
第85条	(その他)	44

## 別紙一覧

別紙 1	事業日程	45
別紙 2	事業用地	46
別紙 3	設計業務着手時提出書類	47
別紙 4	設計図書	48
別紙 5	着工時及び施工中の提出書類	50
別紙 6	完成図書	52
別紙 7	事業者等が付保する保険	54
別紙 8	不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合	55
別紙 9	保証書の様式	56
別紙 10	年度業務報告書	58
別紙 11	サービス購入料の構成及び支払方法	60
別紙 12	モニタリングの手順及びサービス購入料 B の減額方法	61
別紙 13	法令変更による費用の負担割合	62

大津市（以下「市」という。）は、民間の経営ノウハウや技術的能力等を活用し、効率的な施設の整備及び運営・維持管理を実現することを目的として、PFI 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。以下同じ。）に基づく PFI 方式を採用して実施することとして、PFI 法第 7 条の規定により、実施方針を公表したうえで、（仮）新富士見市民温水プール整備・運営事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定し、入札説明書に従い、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定による総合評価一般競争入札の方式で民間事業者の募集を実施し、最も優れた提案を行ったグループ（以下「落札者グループ」という。）を落札者として選定した。

落札者グループは、平成 28 年 月 日付で、市との間において（仮）新富士見市民温水プール整備・運営事業基本協定書（以下「基本協定」という。）を締結し、基本協定の定めるところに従って、本事業遂行のための特別目的会社たる\_\_\_\_\_（以下「事業者」という。）を設立した。

市及び事業者は、基本協定第 6 条第 1 項の定めるところに従い、本事業の実施に関して、以下のとおり合意する。

## 第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 本契約において使用する用語の定義は、本文中に特に定義されているものを除き、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「維持管理期間」とは、引渡日の翌日から事業期間満了日までをいう。
- (2) 「維持管理企業」とは、\_\_\_\_\_をいう。
- (3) 「維持管理業務」とは、本施設の全部又は一部の性能、効用等の現状を維持し、その機能が十分発揮されるようにするための関連業務をいい、第 6 条第 1 項第 5 号所定の業務及びその他の要求水準書において維持管理業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者グループから提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「維持管理」とは、当該業務を行うことをいう。
- (4) 「運営期間」とは、供用開始日から事業期間満了日までをいう。
- (5) 「運営企業」とは、\_\_\_\_\_をいう。
- (6) 「運営業務」とは、本施設の全部又は一部をその機能を発揮して供用することの関連業務をいい、第 6 条第 1 項第 4 号に規定する業務及びその他の要求水準書において運営業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業

- 者提案によって落札者グループから提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとし、運營業務のうちの第6条第1項第4号カ所定の「自主事業（必須事業）」として要求水準書により要求され事業者提案により提案された事業及びその業務を便宜上「必須自主事業」といい、同号キ所定の「自主事業（任意事業）」として要求水準書により要求され事業者提案により提案された事業及びその業務を便宜上「任意自主事業」といい、必須自主事業と任意自主事業を個別に又は総称して「自主事業」というものとする。なお、「運営」とは、当該業務を行うことをいう。
- (7) 「各種マニュアル」とは、第43条の定めるところに従って市の承諾を受けた個人情報保護マニュアル、危機管理マニュアル、急病人発生や災害発生等の対応マニュアルその他運営上必要となるその他のマニュアル（それぞれ改訂された場合には、当該改訂された最新版のものをいう。）の総称又はそのいずれかをいう。
- (8) 「完成図書」とは、別紙6（完成図書）所定の各図書（それぞれ改訂された場合には、当該改訂された最新版のものをいう。）の総称又はそのいずれかをいう。
- (9) 「業務水準書」とは、第43条の定めるところに従って市の承諾を受けた各施設供用業務に係る業務水準書（改訂された場合には、当該改訂された最新版のものをいう。）の総称又はそのいずれかをいう。
- (10) 「供用開始予定日」とは、供用開始予定日として事業スケジュールに定められた事業者による運營業務が開始されることが予定された日をいう。
- (11) 「供用開始日」とは、事業者により運營業務が開始された日をいう。
- (12) 「建設企業」とは、\_\_\_\_\_をいう。
- (13) 「建設業務」とは、本件工事の建設関連業務をいい、第6条第1項第2号所定の業務及びその他の要求水準書において建設業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者グループから提案された業務並びにこれらの付随関連業務をいうものとし、建設業務のうちの第6条第1項第2号イ所定の業務を「設備等調達設置業務」といい、同号ウ所定の業務を「開業準備業務」といい、同号エ所定の業務を「施設引渡業務」というものとする。なお、「建設」とは、当該業務を行うことをいう。
- (14) 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (15) 「工事監理企業」とは、\_\_\_\_\_をいう。
- (16) 「工事監理業務」とは、本件工事のための工事監理に係る関連業務をいい、第6条第1項第3号所定の業務及びその他の要求水準書において工事監理業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者グループから提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「工事監理」とは、当該業務を行うことをいう。
- (17) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に定義された意味とする。



- (18) 「本施設」とは、(仮)新富士見市民温水プール及びその他の入札書類において整備対象とされた施設並びにそれらの附帯設備又はこれらに相当する本件工事により整備された施設及び附帯設備並びに厨房設備をいう。
- (19) 「サービス購入料」とは、サービス購入料債権に係る債務の弁済として、市が、事業者に対して支払う金銭をいう。
- (20) 「サービス購入料債権」とは、本事業に係る対価を請求する権利として、本契約に基づき、事業者が市に対して有する一体不可分の債権をいう。
- (21) 「事業者提案」とは、落札者グループ又は事業者が本事業の入札手続において市に提出した提案書類、市からの質問に対する回答及び本契約締結までに提示したその他一切の提案をいう。
- (22) 「事業期間」とは、本契約成立日から本契約の終了する日までをいう。
- (23) 「事業期間満了日」とは、事業スケジュールに定められた本事業が終了することが予定された日をいう。
- (24) 「事業スケジュール」とは、第4条の定めるところに従い、別紙1(事業日程)記載の日程に従って行われるべき本事業の業務実施スケジュールをいう。
- (25) 「事業年度」とは、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。ただし、初年度は本契約の成立日又は市と事業者が合意により変更した日から最初に到来する3月31日までの期間をいう。
- (26) 「事業用地」とは、本事業が実施される土地をいい、その詳細は別紙2(事業用地)に記載される。
- (27) 「施工計画書」とは、本件工事に関し、第23条の定めるところに従って市に提出され承諾を得た本件工事の施工計画書並びに、場合に応じて、第16条の定めるところに従って市に提出され承諾を得た工事監理業務計画書(それぞれ改訂された場合には、当該改訂された最新のもの)をいう。
- (28) 「施設供用業務」とは、維持管理業務及び運営業務の総称又はそのいずれかをいう。
- (29) 「施設使用規則」とは、第43条の定めるところに従って市の確認を受けた施設使用規則(それぞれ改訂された場合には、当該改訂された最新版のもの)をいう。
- (30) 「施設整備費」とは、設計業務及び建設業務の実施の対価として市が事業者に対して支払う別紙11(サービス購入料の構成及び支払方法)所定のサービス購入料Aの合計額をいう。ただし、本契約の定めるところに従って改定された場合には、当該改定された金額となるものをいう。
- (31) 「生活環境影響」とは、騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染(粉じん発生を含む。)、水質汚染、悪臭、電波障害(地上波デジタル放送電波を含む。)、交通渋滞等その他の本事業が近隣住民の生活環境に与える影響をいう。

- (32) 「整備期間」とは、本契約成立日から引渡日までをいう。
- (33) 「設計企業」とは、\_\_\_\_\_をいう。
- (34) 「設計業務」とは、本件工事に係る設計を行うことの関連業務をいい、第 6 条第 1 項第 1 号所定の業務及びその他の要求水準書において設計業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者グループから提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「設計」とは、当該業務を行うことをいう。
- (35) 「設計図書」とは、第 11 条及び第 12 条の定めるところに従って市に提出され、市の承諾が得られた別紙 4（設計図書）各項所定の書類並びに図面その他の設計に関する図書（第 13 条の定めるところに従って変更された場合には、当該変更されたもの）をいう。
- (36) 「地自法」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）をいう。
- (37) 「年度業務計画書」とは、各事業年度における各施設供用業務の実施計画に関し、第 47 条の定めるところに従って市に提出され、市の承諾が得られた当該事業年度に係る各施設供用業務の年度業務計画書（それぞれ改訂された場合には、当該改訂された最新のものをいう。）の総称又はそのいずれかをいう。
- (38) 「年度業務報告書」とは、各事業年度における各施設供用業務の実施状況に関し、第 52 条第 1 項又は第 2 項の定めるところに従って事業者が作成したうえで、事業者にて管理され又は市に提出された当該事業年度の各施設供用業務に係る別紙 10（年度業務報告書）各項所定の日報、月次業務報告書、四半期総括書及び年次総括書の総称又はそのいずれかをいう。
- (39) 「入札書類」とは、本事業に係る入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、及び入札公告後に当該資料に関して受け付けられた質問に対する市の回答（その後の修正を含む。）の総称をいう。
- (40) 「引渡日」とは、第 39 条の定めるところに従って本施設の所有権が移転された日をいう。
- (41) 「引渡予定日」とは、事業スケジュールに定められた本施設の引渡予定日をいう。
- (42) 「不可抗力」とは、天災等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象をいう。なお、要求水準書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。以下同じ。）市及び事業者のいずれの責にも帰すことのできないものをいい、本施設に直接物理的な影響がなくとも、落雷等を原因とする送電線の破断による送電の停止などの間接的事由も含むものとする。疑義を避けるため、「不可抗力」とは、本契約の締結後に発生する事象に限られ、本契約の締結時に存在する土地のかし及び埋蔵物の存在は含まれないことを確認する。
- (43) 「法令」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイ

ドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断その他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。

(44) 「本件工事」とは、設計図書に従った本施設の建築本体（建築物・建築付帯設備等）の建設、外構等の整備、機器・器具及び什器備品の制作・調達・設置その他の建設業務に係る工事をいう。

(45) 「本件工事期間」とは、本件工事の着工日から引渡日までをいう。

(46) 「埋蔵物」とは、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 2 条第 1 項第 4 号所定の「記念物」として同法に従って保護を受ける「文化財」に該当する貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いものをいう。

(47) 「要求水準書」とは、入札説明書の附属資料の一部であり、本事業の業務範囲の実施について、市が事業者に要求する業務サービス水準を示す図書をいう。

2 本契約において使用される前項又は本文中に定義されていない用語で、要求水準書に定義されているものは、文脈上別異に解される場合でない限り、要求水準書において定義された意味を有するものとする。

#### （目的及び解釈）

第 2 条 本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

2 事業者は、法令のほか、本契約、入札書類及び事業者提案に従って本事業を遂行するものとし、本契約、入札書類及び事業者提案の間に齟齬がある場合、本契約、入札書類、事業者提案の順にその解釈が優先するものとし、本契約、入札書類又は事業者提案の各書類を構成する書類間においてそごがある場合には、作成又は締結の日付が後のものが優先するものとする。ただし、事業者提案が要求水準書に示された水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、事業者提案が要求水準書に優先するものとする。

3 本契約における各条項の見出しは参照の便宜のためであり、本契約及び本契約の解釈に影響を与えるものでない。

#### （公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第 3 条 事業者は、本事業が公共施設の整備事業としての公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 事業者は、市の求めるところに応じて、本事業に係る市の監査に対し、必要な書類その他の資料の作成その他の協力を行うものとする。

- 3 市は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業日程)

第4条 本事業は、別紙1（事業日程）に記載される日程に従って実施されるものとする。

(事業場所)

第5条 市は、別紙2（事業用地）に示す事業予定地として示された事業用地を、事業者による本施設の施設整備に当たって使用する目的で、当該目的の限度において、整備期間中、事業者に対し無償で使用させる。事業者は、整備期間中、本事業の遂行のために必要な範囲内で、事業用地に立ち入り、測定その他の調査を行い、掘削その他の必要な行為を行うほか、事業用地を利用することができる。

- 2 事業者は、事業用地につき、善良なる管理者の注意をもって管理を行うものとする。
- 3 整備期間において、事業者に帰すべき事由によらず事業用地の埋蔵物又は地盤沈下（入札書類及び事業用地の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないものに限る。）に起因する損害、損失又は費用が生じた場合には、市が当該損害、損失及び費用を負担する。ただし、第15条の定めるところに従って市が増加費用を負担して対策が講じられている場合は、この限りでない。
- 4 事業者は、第39条の定めるところに従ってなされる引渡し前の本施設につき、担保権の設定その他の処分行為を行わないものとする。

(本事業の概要)

第6条 本事業は、次の各号に掲げる業務その他これらに付随し、関連する一切の業務により構成されるものとする。なお、本施設の大規模修繕の実施の有無及びその内容は事業者提案に従うものとする。

(1) 設計業務

- ア 事前調査業務
- イ 基本・実施設計業務
- ウ その他関連業務（市の交付金申請支援及び本件工事に係る許認可申請等）

(2) 建設業務

- ア 建設工事業務
- イ 備品等調達設置業務
- ウ 開業準備業務
- エ 施設引渡業務

(3) 工事監理業務

(4) 運營業務

- ア 利用受付業務
- イ 利用料金徴収代行業務（プールエリア（自主事業を除く。））
- ウ 利用料金徴収業務（プールエリアにおける自主事業及び健康増進エリアにおける自主事業）
- エ プールエリア運営業務
- オ その他関連業務
- カ 自主事業（必須事業）
- キ 自主事業（任意事業）

(5) 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 外構保守管理業務
- エ 備品等保守管理業務
- エオ 清掃業務

- カ 警備業務
- キ 環境衛生管理業務（一般諸室）
- ク 環境衛生管理業務（プールエリア）
- ケ 環境衛生管理業務（浴室）
- コ 修繕業務

2 本施設の名称は、市が定める権利を有するものとする。

(事業者の資金調達)

第7条 本契約に別段の規定がある場合を除き、本契約上の事業者の義務の履行に関連する一切の費用は、全て事業者が負担するものとし、また、本事業に関する事業者の資金調達は、全て事業者が自己の責任において行うものとする。

(契約保証金)

第8条 事業者は、市に対し、本契約の締結日において、施設整備費から割賦金利を控除した金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。ただし、第1号の場合においては、事業者は、履行保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

- (1) 事業者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。
- (2) 事業者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を締結したとき。

2 本契約の一部を変更する場合において、施設整備費を増額するときは、市は、事業者

が本件工事の履行をしないこととなるおそれがないと認められるときに限り、当該増額する額に対する契約保証金を免除することができる。ただし、変更後の施設整備費から割賦金利を控除した金額が変更前の施設整備費から割賦金利を控除した金額の3割以上増額する場合は、この限りでない。

- 3 第1項及び第2項の契約保証金は、現金により納付しなければならない。ただし、現金による納付は、次の各号に掲げる担保を提供してこれに代えることができるものとし、当該担保の債券及び小切手の価格は、その額面金額とし、保証の額は、保証金額とする。
  - (1) 国債、地方債その他国又は地方公共団体の保証のある債券
  - (2) 銀行の支払保証小切手
  - (3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- 3 前各項の定めるところに従って納付された契約保証金及び提供された担保は、事業者が本契約の定めるところに従って本施設の引渡しを完了したときに還付する。なお、契約保証金に利子は付さない。
- 4 前項の規定にかかわらず、市は、契約保証金の全部又は一部の返還を、第41条に定めるかし担保責任の除斥期間が満了するまで留保することができる。

## 第2章 設計業務

(設計業務の実施)

- 第9条 事業者は、本契約締結後、事業者提案に従って、速やかに、設計業務を開始するものとする。
- 2 事業者は、法令を遵守のうえ、本契約、入札書類及び事業者提案に基づき、設計業務を実施するものとする。ただし、第11条の定めるところに従って基本設計に係る設計図書について市の確認が得られない限り、実施設計に係る設計業務に着手できないものとする。
  - 3 事業者は、設計業務の実施に当たり、要求水準書に基づき設計業務に係る管理技術者、主任技術者及び現場代理人を事業者提案に従って配置するほか、設計業務の実施のための組織体制を事業者提案に基づき整備し、設計業務の開始前に市に届け出てその承認を得るものとする。市の承認を得た管理技術者、主任技術者及び現場代理人を変更する場合も同様とする。
  - 4 事業者は、設計業務着手時に、市への入札参加時の提案書類の詳細説明及び協議を実施するとともに、設計業務の実施体制、スケジュール等の内容を含んだ設計業務計画書を作成のうえで別紙3(設計業務着手時提出書類)所定の各書類を添えて、市に対して提出し、市の承諾を得るものとする。なお、かかる設計業務計画書における設計業務の工程計画の作成にあたっては、事業者において行うべき許認可取得期間及び市との協議、

承諾に要する期間を見込まなければならない。

- 5 事業者は、前項の定めるところに従って市の承諾が得られた設計業務計画書に基づき、本件工事に係る基本設計及び実施設計を行う
- 6 事業者は、定期的に又は市の請求がある場合には随時、設計業務の進捗状況に関して市に報告するとともに、必要があるときは、設計業務の内容について市と協議するものとする。なお、市との打合せ、報告、確認にあたっては、設計内容を表すための図面、スケッチの他に模型、パース等を用意するほか、必要な配慮を事業者の費用負担で講じなければならない。

(第三者による実施)

第10条 事業者は、設計業務を設計企業に委託し又は請け負わせるものとする。

- 2 事業者は、設計企業以外の第三者に設計業務の全部若しくは大部分を委託し又は請け負わせてはならない。ただし、当該第三者の商号、所在地その他市が求める事項を事前に通知したうえ、市の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 事業者は、設計業務の一部を設計企業以外の第三者に委託し、若しくは請け負わせる場合、事前に当該第三者の商号、所在地その他市が求める事項を市に届け出るものとする。設計企業又は当該第三者が委託を受け若しくは請け負った設計業務の一部を自己以外の第三者に委託し、又は請け負わせる場合も同様とする。
- 4 設計企業その他設計業務に関して事業者又は設計企業が使用する一切の第三者に対する設計業務の委託又は請負は全て事業者の責任において行うものとし、設計企業その他設計業務に関して事業者又は設計企業その他の第三者が使用する一切の第三者の責に帰すべき事由は、全て事業者の責に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

(基本設計の完了)

第11条 事業者は、事業スケジュールに従って、本件工事に係る別紙4（設計図書）第1項所定の書類又は図面を作成したうえ、市に対して提出し、その承諾を得るものとする。

- 2 市は、前項に定めるところに従って提出された書類又は図面が、本契約、入札書類又は事業者提案の定めるところに従っていないと判断する場合、事業者に対して、当該判断をした箇所及び理由を示したうえ、事業者の費用負担において、その修正を求めることができるものとする。この場合において、事業者は、市の求めに従うものとする。
- 3 前項の場合を除くほか、市は、書類又は図面の提出後相当の期間内において、事業者に対し、基本設計に係る設計図書の内容を承諾した旨を通知する。この場合において、市は当該承諾を理由として本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

- 4 前項の市の通知を受けた場合直ちに、事業者は、市に対し、基本設計に係る設計業務完了届を提出するものとする。

(実施設計の完了)

第12条 事業者は、事業スケジュールに従って、本件工事に係る別紙4（設計図書）第2項所定の書類又は図面を作成したうえ、市に対して提出し、その承諾を得るものとする。

- 2 市は、前項に定めるところに従って提出された書類又は図面が、本契約、入札書類、基本設計に係る設計図書又は事業者提案の定めるところに従っていないと判断する場合、事業者に対して、当該判断をした箇所及び理由を示したうえ、事業者の費用負担において、その修正を求めることができる。この場合において、事業者は市の求めに従うものとする。

- 3 前項の場合を除くほか、市は、書類又は図面の提出後相当の期間内において、事業者に対し、実施設計に係る設計図書の内容を承諾した旨を通知する。この場合において、市は当該承諾を理由として本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

- 4 前項の市の通知を受けた場合直ちに、事業者は、市に対し、実施設計に係る設計業務完了届を提出するものとする。

(設計の変更)

第13条 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、本施設の設計変更を請求することができる。この場合において、事業者は、当該請求を受領した日から14日以内に、当該設計変更の当否及び事業者の本事業の実施に与える影響を検討したうえ、市に対してその結果（当該設計変更による工期の変更の有無及び当該設計変更の事業者提案の範囲の逸脱の有無についての検討結果を含む。）を通知するものとする。

- 2 市は、前項の通知を受領したときは、当該設計変更が工期の変更を伴わず、かつ事業者提案の範囲を逸脱しない場合、当該事業者の検討結果を踏まえて当該設計変更の当否を最終的に決定したうえ、事業者に対して通知するものとし、事業者は、通知されたところに従い設計変更を行うものとする。

- 3 事業者は、設計変更の必要性及びそれが事業者の本事業の実施に与える影響を検討し、当該検討結果を市に対して通知し、かつ、市の事前の承諾を得たうえで、本施設の設計変更を行うことができる。ただし、当該設計変更が市の責に帰すべき事由によるときは、設計変更の内容について協議したうえ、市はこれを承諾するものとする。

- 4 前2項の定めるところに従って設計変更が行われた場合において、当該設計変更により市又は事業者において損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり当該設計変更により事業者において生ずる追加的な費用を含む。）が発生したときの負担については、



次の各号による。ただし、当該設計変更により事業者において本事業に要する費用の減少が生じたときは、市は、事業者と協議したうえ、サービス購入料の支払額を減額することができるものとし、第3号及び第4号の場合にあっては、第62条第1項から第3項までの規定は、適用されない。

- (1) 当該設計変更が市の責に帰すべき事由による場合は、市がこれを負担するものとし、サービス購入料を増額することなどにより事業者に対して支払うものとする。
  - (2) 当該設計変更が事業者の責に帰すべき事由による場合は、事業者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議によりこれを定めるものとする。
  - (3) 当該設計変更が法令変更による場合は、別紙13（法令変更による費用の負担割合）に定めるところに従って、市又は事業者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議によりこれを定めるものとする。
  - (4) 当該設計変更が不可抗力による事由に基づくものである場合は、別紙8（不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合）に定めるところに従って、市及び事業者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議によりこれを定めるものとする。
- 5 第1項又は第3項の規定による設計変更が工期の変更を伴うとき又は事業者提案の範囲を逸脱するときは、本契約の他の規定にかかわらず、市は、事業者との間において当該設計変更の当否、工期の変更の当否及び供用開始予定日の変更の当否について協議することができる。当該協議の結果、当該設計変更等を行うことが合意されたときは、事業者は、その合意されたところに従って設計変更を行うものとする。
- 6 前項の協議においては、当該変更により市又は事業者において生ずる損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり事業者において当該変更により生ずる追加的な費用を含む。）の負担及び支払の方法並びに当該変更により事業者において生ずる本事業に要する費用の減少に伴うサービス購入料の減額についても合意することができる。ただし、市又は事業者において生ずる損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり事業者において当該変更により生ずる追加的な費用を含む。）の負担については、第4項第1号及び第2号の定めるところに従うものとする。
- 7 第1項又は第3項の規定による設計変更が、工期の変更を伴い、又は事業者提案の範囲を逸脱する場合において、それらの変更が不可抗力又は法令変更に基づくものであるときは、前2項の規定にかかわらず、市及び事業者は、第62条に定めるところによる。

（許認可及び届出等）

第14条 事業者は、第5項の場合を除き、本契約上の事業者の義務を履行するために必要となる一切の許認可の取得及び申請、届出等を、事業スケジュールに支障がないように自己の責任及び費用負担において行うものとし、本件工事に伴う各種申請等につい

て、関係法令による全ての必要な手続についてリストを作成し、事前に市の確認を受けるものとする。

- 2 事業者は、本件工事に関して建基法に基づく建築確認申請を行う場合、事業者を建築主とするものとし、事前に、市に対して当該申請の内容を説明し、その確認を受けるものとする。また、建築確認を取得したときには、事業者は、直ちに市に対してその旨を報告するものとする。
- 3 前項に定める場合のほか、事業者は、要求水準書に従い、直ちに各種届出、申請、許認可等の書類の副本・写しを市に提出するものとする。
- 4 事業者が市に対して協力を求めた場合、市は、事業者による第1項に定める許認可の取得及び申請、届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。
- 5 市が本事業に関し学校施設環境改善交付金その他交付金申請等を行う場合又は許認可を取得し若しくは届出を行う必要がある場合において、事業者に対して協力を求めたときは、事業者は、市の求めるところに従って必要な資料の作成、提出その他について協力、支援等を行うものとする。

#### (事前調査)

- 第15条 事業者は、設計業務の履行に伴い、自己の責任と費用負担において、本施設及び事業用地につき、設計業務及び本件工事に必要な調査（電波障害予測調査、地質調査その他の事業用地の調査及び本施設の建築準備調査等を含む。本条において「事業者事前調査」という。）を行う場合には、市に対して事前に調査計画書を提出し、市の承諾を得たうえで、市の承諾が得られた調査計画書に従って事業者事前調査を実施するものとする。ただし、事業者は、地下水の利用を行う場合については、事前に事業者事前調査として必ず調査を行い、地盤沈下等に対する対策を行うものとする。なお、事業者事前調査において、事業用地の敷地内に現存するものに手を加える（掘削、撤去、伐採を行う等）場合には、事前に市及び関連官庁に確認を行い、届出等手続が必要な場合にはこれを全て遅滞なく行うものとする。
- 2 事業者は、事業者事前調査終了時に、調査報告書を作成し、市に提出するものとする。なお、調査報告書の提出時期については、実施する調査内容に応じて市が事業者との間で協議を経て決定したところに従うものとする。事業者は、事業者事前調査の結果に基づき、設計業務及び本件工事を実施するものとする。
  - 3 事業者事前調査の誤り又はかい怠に起因して市又は事業者において生ずる損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり事業者において生ずる追加的な費用を含む。）は、事業者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。
  - 4 事業者事前調査を行った結果、当該事業者事前調査に誤り又はかい怠がないにもかかわらず、事業者において設計業務又は本件工事に要する費用又は本事業を遂行するに当

たり事業者において生ずる追加的な費用が増加する場合で、当該費用の増加の原因が入札書類及び事業用地の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないものであるときは、合理的な範囲において市がこれを負担するものとし、市は、市と事業者との間の協議により決定される方法に従って、事業者に対して支払うものとする。なお、市及び事業者は、当該協議に際して、設計変更及び工期又は供用開始予定日の変更についても協議することができるものとし、当該協議によりこれを変更することができる。

### 第 3 章 工事監理業務

#### (工事監理)

- 第 16 条 事業者は、本件工事に係る工事監理を工事監理企業に委託し、又は請け負わせるものとし、本件工事の着工前に、建基法第 5 条の 4 第 4 項に規定する工事監理者を設置せしめるものとする。この場合において、事業者による工事監理企業に対する委託業務の内容は、「民間(旧四会)連合協定・建築監理業務委託書」に示される業務としなければならない。ただし、第 23 条の定めるところに従って施工計画書が提出されるにあたり、工事監理者が行う施工計画書の検討・助言も、本件工事の全てを対象として行う。
- 2 事業者は、工事監理業務着手時に、市への入札参加時の提案書類の詳細説明及び協議を実施するとともに、工事監理業務の実施体制、スケジュール等の内容を含んだ工事監理業務計画書を、別紙 5（着工時及び施工中の提出書類）第 1 項第 1 号に列挙される図書等を添えて、市に提出し、市の承諾を得るものとする。
- 3 事業者は、前項の定めるところに従って市の承諾の得られた工事監理業務計画書に基づき工事監理業務を実施し、本件工事期間中の各月における本件工事の工事監理の状況について、工事監理者に要求水準書に基づく工事監理報告書を作成させ、作成対象月の翌月【●】日までに市に対して提出するほか、市の求めるところに従い、工事監理者をして工事監理の状況について随時報告させるものとする。

#### (第三者による実施)

- 第 17 条 事業者は、工事監理企業以外の第三者に工事監理業務の全部若しくは大部分を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、工事監理業務の一部を工事監理企業以外の第三者に委託し、若しくは請け負わせるに当たり、事前に当該第三者の商号、所在地その他市が求める事項を市に届け出たうえ、市の事前の承諾を得たとき又は当該第三者が工事監理業務の一部を自己以外の第三者に委託し又は請け負わせるときはこの限りではない。
- 2 工事監理企業その他工事監理業務に関して事業者又は工事監理企業が使用する一切の第三者に対する工事監理業務の委託又は請負は全て事業者の責任において行うものとし、

工事監理企業その他工事監理業務に関して事業者又は工事監理企業その他第三者が使用する一切の第三者の責に帰すべき事由は、全て事業者の責に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

## 第4章 建設業務

### 第1節 建設工事業務

(近隣対策)

- 第18条 市は、本契約の締結日から本件工事の着工日までの間に、近隣住民に対し説明を行い、工事工程等について近隣住民の了承を得るものとする（本条において以下「近隣説明」という。）。
- 2 事業者は、本件工事の実施により生じうる生活環境影響を勘案したうえ、要求水準書及び事業者提案に基づき、合理的に要求される範囲において近隣対策（着工に先立ち、近隣施設等に対する工事内容の説明及び建設準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保することを含むものとし、事業者提案により具体的に提案された内容とする。この条において以下「近隣対策」という。）を実施するものとする。
  - 3 事業者は市に対して、前各項に定める近隣説明及び近隣対策の実施について、事前に実施の内容を報告し、事後にその結果を報告するものとする。
  - 4 近隣説明又は近隣対策により事業者に生じた損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり事業者において当該近隣説明又は近隣対策の実施により生ずる追加的な費用を含む。）については、事業者がこれを負担するものとする。ただし、入札書類において市が設定した条件又は市が実施した近隣説明又は近隣対策に直接起因して事業者において生じた損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり事業者において当該近隣説明又は近隣対策の実施により生ずる追加的な費用を含む。）については、市がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間において協議により決定するものとする。
  - 5 事業者は、近隣説明又は近隣対策の不調を理由として施工計画書を変更することはできない。ただし、市の事前の承諾がある場合はこの限りでない。
  - 6 市は、事業者が更なる近隣説明又は近隣対策の実施によっても近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、施工計画書の変更を承諾する。
  - 7 市は、必要があると認めるときには、事業者が行う近隣説明又は近隣対策に協力することができる。

(本件工事期間中の保険)

第19条 事業者は、自己又は建設企業をして、本件工事期間中、別紙7（事業者等が付保する保険）第1項に記載されるるところに従って、保険に加入し、又は加入させるものとする。

2 前項の規定により、保険に加入し、又は加入させたときは、事業者は、当該保険に係る保険証券その他保険の内容を示す書面を、加入後速やかに市に提出し、市の確認を受けなければならない。

(工事の施工)

第20条 事業者は、第12条第1項から第3項までの定めるところにより実施設計に係る設計図書につき市の承諾を取得し、かつ本件工事に要する各種申請手続その他必要となる手続が完了した後速やかに、本件工事の施工を開始するものとする。

2 事業者は、日本国の法令を遵守のうえ、本契約、入札書類、事業者提案及び設計図書に従い、施工計画書に基づき本件工事を施工するものとする。

(第三者による施工)

第21条 事業者は、本件工事を建設企業に請け負わせるものとする。

2 事業者は、建設企業以外の第三者に建設業務の全部若しくは大部分を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、当該第三者の商号、所在地その他市が求める事項を市に事前に通知したうえ、市の事前の承諾を得た場合はこの限りでない。

3 建設企業その他建設業務に関して事業者又は建設企業が使用する一切の第三者に対する建設業務の委託又は請負は全て事業者の責任において行うものとし、建設業務に関して事業者又は建設企業その他の第三者が使用する一切の第三者の責に帰すべき事由は、全て事業者の責に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

(事業者の施工責任)

第22条 仮設、施工方法、工事用地借用その他本件工事を完了するために必要な一切の手段については、事業者が自己の責任において定め、措置するものとする。

2 事業者は、本件工事期間中、本件工事に関して必要な工事用電気、水道、ガス等を自己の責任及び費用負担において調達するものとする。この場合において市は、かかる調達について相当な範囲において協力をするものとする。

(工事施工計画)

第23条 事業者は、建設業務の着手までに、建設業務の実施体制、工事工程等の内容を

含んだ工事全体の施工計画書を作成し、別紙5（着工時及び施工中の提出書類）第1項第2号に列挙される図書等を添えて、市に対して提出し、市の承諾を得るものとする。ただし、建設企業が工事監理者に提出し、工事監理者の承諾を受けたものを工事監理者が市に提出・報告する。

- 2 事業者は、各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書並びに前項の規定により提出した施工計画書に従って本件工事を施工するものとする。なお、事業者は、本件工事にあたって必要となる各種許認可、届出等を事業スケジュールに支障がないように事業者の責任において実施するものとする。

#### （工事施工報告）

第24条 事業者は、本件工事期間中、別紙5（着工時及び施工中の提出書類）第2項に定める図書等を作成して市に対して提出するものとする。ただし、建設企業が工事監理者に提出し、工事監理者の承諾を受けたものを工事監理者が市に提出・報告する。

- 2 前項のほか、事業者は、市が必要と認めたときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うものとし、市は、随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができる。
- 3 事業者は、本件工事期間中、工事現場に常に工事記録を整備するものとする。
- 4 市は、事業者に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7に規定する施工体制台帳及び施工体制に係る事項について報告を求めることができるほか、施工の事前説明及び事後報告を求めることができ、事業者は、市の求めるところに従って対応するものとする。

#### （市の行う工事との調整）

第25条 本件工事期間中、本施設において市が予定している工事（事業用地の造成工事等を含むが、これに限られない。）を市が実施するにあたり、事業者は、市との間で協議に応じ、当該工事と本件工事の実施時期等の調整を行うものとする。なお、本施設引渡前に市が行った工事により本施設等を毀損等した場合（新池の造成工事に起因する地盤沈下、液状化現象等による場合を含むが、これに限られない。）は、第15条第3項に基づき事業者の責に帰すべき場合でない限り、市の責により修補等を行う。

#### （検査、確認等の責任）

第26条 事業者は、本契約に別段の定めがある場合には、当該定めに従うのほか、要求水準書及び事業者提案に従い、自己の費用と責任で、本件工事及び本施設（設備等を含む。本節において同じ。）について検査及び試験を行う。ただし、市の立会い、改善の勧告その他の指示並びに確認を受けるものとし、本件工事において行う主要な検査及び試験、隠蔽される部分の工事等が実施される時期について、事前にその内容及び実施時期を市に通知するものとし、市が当該検査又は試験に立会うことを求めた場合には、市

の求めに従って協力するものとする。

- 2 本契約に別段の定めがある場合には、当該定めに従うほか、市は、検査若しくは試験の立会いにおいて、又は、随意に、本件工事及び本施設について、本契約、要求水準書及び事業者提案に照らし、確認、改善の勧告等を行うことができるものとし、事業者は、合理的な理由がない限り、これに応じるものとする。ただし、市は、これらの実施を理由として、本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

#### (中間検査)

第27条 事業者は、本件工事期間中、基礎、構造躯体、隠蔽される部分等のほか、施設内に備品が搬入されると建築付帯設備、床及び壁面等の検査ができなくなる場合など、本施設に係る本件工事完成後において適切な完成検査等の執行を図ることができないと判断される箇所について、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に従って、自己の費用と責任で、本施設が設計図書に従って整備されていることを確認するため、中間検査を行う。

- 2 事業者は、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に従って、前項に規定する各中間検査の実施にあたり、当該中間検査の実施内容及び日程を事前に市に報告し、調整を経て市の確認を受けるものとする。市が立会いを受けることを求めた場合、事業者は、これに応じ、市に対して自ら最大限の協力をするほか、建設企業をして、必要かつ合理的な範囲において市に対して説明及び報告を行わせるなど協力を行わせるものとする。ただし、市は、当該立会いの実施を理由として本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。
- 3 事業者は、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に従って、前各項の定めるところに従って実施された中間検査の各種検査の結果その他の記録を、検査の様子等を撮影した写真を添付した報告書をもって報告するものとする。市は、本施設が本契約、要求水準書その他適用のある入札書類、設計図書又は事業者提案に従って整備されていないと判断したときは、事業者に対してその改善を勧告することができ、事業者はこれに従うものとする。

#### (事業者による完了検査)

第28条 事業者は、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に従って、自己の責任と費用で、本施設の完了検査（次条に基づく各測定のほか、建基法その他関係法令に規定される各種検査及び要求水準書に定める基準を満たすことを確認するために事業者が事業者提案に基づく独自に実施する検査等並びに設備等・機器類の試運転等をいう。以下同じ。）を引渡予定日までに完了するものとする。この場合において、事業者は、完了検査を実施しようとする日の14日前までに市に対して通知するものとする。

- 2 市は、事業者に対し、前項に規定する完了検査につき市の立会いを受けることを求めることができるものとする。
- 3 事業者は、前項に規定する市の立会いを求められたときは、これに従うものとする。ただし、市は、当該立会いの実施を理由として本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。
- 4 第2項に規定する立会いの有無を問わず、事業者は市に対して、第1項に定めるところの完了検査の結果を完了検査の各種証明書、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告するものとする。

(シックハウスへの対応)

第29条 前条第1項に規定する完了検査の一環として、事業者は、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に従って、関連する法令及び基準等に基づき、本施設の状態について、健康で衛生的な環境を確認するため、代表的な室について、空気環境測定、照度測定及び水質管理の各測定を実施し、それぞれの結果を第28条第4項に定めるところに従って実施する完了検査についての市への報告とともに市に報告するものとする。この場合、かかる報告にあたり、要求水準書の要求水準及び事業者提案に定める基準の充足確認ができる測定結果に関する書面の写しを添付するものとする。

- 2 前項の定めるところに従って報告された測定結果が要求水準書の要求水準若しくは事業者提案に定める基準値に満たない場合は、事業者は、自己の責任及び費用負担において、是正措置を講じ、これを完了検査についての市への報告までに是正するものとする。

(試運転等)

第30条 事業者は、第28条第1項乃至第3項の定めるところに従って完了検査を実施するにあたり、事業者提案に基づき、本施設に設置された設備等・機器類の試運転を行う場合、本条の定めるところに従って、これを自己の責任及び費用負担において行わなければならない。

- 2 事業者は、本施設に設置された設備等・機器類の試運転を実施しようとする場合、その都度、実施予定日の14日前までに市に対して通知するものとする。市は、事業者に対し、前項に規定する試運転につき市の立会いを受けることを求めることができるものとする。
- 3 事業者は、前項に規定する市の立会いを求められたときは、これに従うものとする。ただし、市は、当該立会いの実施を理由として本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。
- 4 前各項の定めるところに従ってなされた試運転の結果が要求水準書の要求水準又は事業者提案に定める基準値その他の提案内容に満たない場合は、事業者は、自己の責任及び費用負担において、是正措置を講じ、これを完了検査についての市への報告までに是



正するものとする。

- 5 第2項に定めるところの市の立会の有無を問わず、事業者は市に対して、第1項に規定する試運転の結果を、要求水準書の要求水準充足確認及び事業者提案に定める基準値の充足その他の提案内容の確認その他の試運転の結果に関する書面の写しを添付して、第28条第4項に定めるところに従って実施する完了検査についての市への報告とともに市に報告するものとする。

(工事の一時停止)

- 第31条 市は、必要があると認める場合、その理由を事業者に通知したうえで、本件工事の全部又は一部の施工を停止させることができる。
- 2 前項の規定により工事が停止された場合において、市は必要に応じて、工期を変更し、また、供用開始予定日を変更することができる。ただし、供用開始予定日の変更される場合でも第58条第1項に規定する本契約の期間終了日は変更されないものとする。
  - 3 第1項の規定により工事が停止された場合において、事業者が直接生ずる損害、損失又は費用（事業者が工事の再開に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するために要する費用を含む。）が生じたときは、市及び事業者は、本契約の他の規定にかかわらず、次の各号に掲げるところにより負担する。
    - (1) 当該工事の停止が市の責に帰すべき事由による場合は、市がこれらを負担するものとし、市は、事業者と協議のうえ、サービス購入料を増額することなどにより事業者に対して支払うものとする。
    - (2) 当該工事の停止が事業者の責に帰すべき事由による場合は、事業者がこれらを負担する。
    - (3) 当該工事の停止が法令変更による場合は、別紙13（法令変更による費用の負担割合）に定めるところの負担割合に従い、市又は事業者が負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。
    - (4) 当該工事の停止が不可抗力による場合は、別紙8（不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合）に定めるところの負担割合に従い、市及び事業者が負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。
  - 4 前項第3号及び第4号の場合、第62条第1項から第3項までの規定は適用されない。

(工期の変更)

- 第32条 市は、必要があると認めるときは、事業者に対して工期の変更を請求することができる。
- 2 事業者は、その責に帰すことができない事由により工期の変更が必要となったときは、市に対して工期の変更を請求することができる。

- 3 前2項に定めるところに従って工期の変更が請求されたときは、市と事業者は、その協議により当該変更の当否を決定するものとする。ただし、市と事業者の間における協議の開始から14日以内にその協議が調わないときは、市が合理的な工期を定め、事業者に通知するものとし、事業者はこれに従うものとする。
- 4 前項の規定により工期を変更するときは、供用開始予定日を変更することができる。ただし、第58条第1項に規定する本契約の期間終了日は変更しないものとする。

(工期変更の場合の費用負担)

第33条 前条に規定する工期の変更により、市又は事業者において損害、損失又は費用(本事業の遂行に当たり事業者において生ずる追加的な費用を含む。)が生ずるときは、市及び事業者は、次の各号に掲げるところにより負担するものとする。

- (1) 当該工期の変更が市の責に帰すべき事由による場合は、市がこれらを負担するものとし、市は、事業者と協議のうえ、サービス購入料を増額することなどにより事業者に対して支払うものとする。
  - (2) 当該工期の変更が事業者の責に帰すべき事由による場合は、事業者がこれらを負担する。
  - (3) 当該工期の変更が法令変更による場合は、別紙13(法令変更による費用の負担割合)に定めるところの負担割合に従い、市及び事業者が負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。
  - (4) 当該工期の変更が不可抗力による場合は、別紙8(不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合)に定めるところの負担割合に従い、市及び事業者が負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。
- 2 前項第3号及び第4号の場合にあつては、第62条第1項から第3項までの規定は適用されない。

(第三者に対する損害)

第34条 本件工事の施工により第三者に生じた一切の損害、損失又は費用は、事業者がこれを負担するものとし、第三者に対して賠償するものとする。ただし、当該損害等が事業者の責に帰すべからざる事由により生じた場合(本件工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により当該損害等が生じた場合を含む。)で、第19条に基づき付保された保険等によりてん補されないときは、市がこれらを負担するものとし、第三者に対して賠償するものとする。

(本施設への損害)

第35条 引渡日までに、不可抗力により、本施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの工

事材料その他建設機械器具等に損害、損失又は費用（本事業の遂行に当たり事業者において生ずる追加的な費用を含む。）が生じたときは、事業者は、当該事実の発生後直ちにその状況を市に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知を受けたときは、市は直ちに調査を行い、損害、損失又は費用の状況を確認し、その結果を事業者に通知するものとする。
- 3 第1項に規定する損害、損失又は費用については、別紙8（不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合）に定めるところの負担割合に従い、市及び事業者がそれぞれ負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、費用負担の方法については、第62条の定めるところによる。

## 第2節 備品等調達設置業務

（各種備品の調達・設置）

- 第36条 事業者は、要求水準書に従い、事業者提案に基づき各種備品等調達等業務を行い、要求水準書及び事業者提案に従った維持管理業務及び運営業務を行うために必要な各種備品を制作又は調達し、供用開始日に間に合わせるよう、引渡予定日までに本施設に設置しなければならない。なお、リース方式で什器備品を調達する場合、事業期間中の適切なサービス水準の維持・向上や業務遂行上の支障への影響等の観点から、リース契約期間や更新を検討し、市の承諾を得るものとする。この場合、最後のリース期間は事業期間終了時までとし、事業期間終了後の市への円滑な引継ぎに配慮して設定されるものとする。
- 2 前項の定めるところに従って事業者により制作又は調達され本施設に設置された設備等の全ての所有権は、リース方式により調達した備品等を除き、第39条の定めるところに従って実施される本施設の引渡しに伴い、市に移転するものとする。かかる市への所有権の移転に備え、本施設に設置する市へ所有権が移転されるべき備品等については、予め備品シールを貼付けることによる市所有の明認方法を施すものとする。
  - 3 事業者は、要求水準書に従い、前各項の定めるところに従って本施設に設置される各種備品等のうち、市が所有者となる備品等について、品名、規格、金額（単価）、数量等の細目その他事業者が市と協議のうえで定める様式及び内容の備品台帳を作成して個々に記録し、引渡予定日までに、各備品等に係る修理・交換に係る修繕・更新計画表を添えて市に提出しなければならない。
  - 4 前各項の定めるところに従うほか、事業者は、事業者が実施する施設供用業務に係る資機材を、備品等調達設置業務の一環として自己の費用と責任で調達し、施設供用日までに本施設に準備するものとする。

### 第 3 節 開業準備業務

(開業準備)

第 37 条 事業者は、市が供用開始予定日に本施設において施設供用業務の履行を開始できるよう、第 38 条の定めるところに従って本施設の市による完工検査を受け、かつ第 39 条に定めるところに従って本施設を市に対して引き渡すために、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に基づき、次のとおり、開業準備業務を実施するものとする。

- (1) 事業者は、第 48 条の定めるところに従い、本件工事の完了後、市による完工検査の前までに、本施設の維持管理・運営に必要な人材を確保し、各業務担当者に対して、業務内容や機械操作、安全管理、救急救命、接客応対等、業務上必要な事項について教育訓練を行う。なお、リハーサルを行う場合には、当該リハーサルの実施にあたり、日程等について市に通知するものとする。市は、事業者が実施する各リハーサルに立ち会うことができるものとし、市の要請があるときは、事業者は、その便宜を図るものとする。
  - (2) 事業者は、第 43 条の定めるところに従い、本件工事の完了後、市による完工検査の前までに、業務水準書及び各種マニュアル等の作成を行い、市の承諾を得る。
  - (3) 事業者は、サーバーを確保し、平成 30 年 9 月 1 日迄に、本施設に関する各種情報を掲載したインターネットホームページ（当日の施設利用状況や催事情報等を知らせる情報提供などを随時行われるものであり、かつ情報システムのメンテナンスが適切に行われ、セキュリティの確保及び情報漏洩の防止が徹底されているものでなければならない。）を開設する。
  - (4) 事業者は、供用開始予定日までに、要求水準書に基づき、本施設の概要や利用方法等を記載した本施設のパンフレット 1,000 部を作成し、原版データ（CD-R として提出）とともに市に提出する。
  - (5) 第 3 号所定のホームページ及び第 4 号所定のパンフレットの各内容については、市と事前の協議を行って定め、市の承認を得る。
- 2 開業準備業務に伴う資機材及び消耗部品等は、本契約に別段の定めがある場合を除き、要求水準書に基づき、事業者の費用負担において、事業者がこれを調達して消費するものとする。
- 3 開業準備業務の実施に当たって必要となる光熱水費は、全て事業者の負担とする。

### 第 4 節 市による完工検査

(市による完工検査)

第38条 事業者は、次の各号に掲げる事由を全て満たしたときは、市に対し、完工検査を書面で要請するものとする。

- (1) 本施設の設計業務及び工事監理業務が全て完了していること。
- (2) 建設業務のうち、本章第1節に基づく建設業務、本章第2節に基づく備品等調達設置業務及び本章第3節に基づく開業準備業務が全て完了し、本施設の所有権移転を行える状態にあること。
- (3) 維持管理業務及び運營業務がいずれも開始可能な状態にあること。
- (4) 上記に関連して本契約又は要求水準書その他適用のある入札書類に規定される、事業者が提出すべき書面等が遺漏無く市に提出されていること。
- (5) 別紙6(完成図書)に定める完成図書が全て市に提出されていること。

2 市は、前項の定めるところに従って事業者より完工検査の要請受領後【7】日以内に、次のとおり、前項各号に定めるところの事由が全て満たされているかを確認するものとし、当該事由が全て満たされていることが要求水準書及び事業者提案に基づき確認できたときは、事業者による整備業務の履行の完了を証する検査合格通知書を作成し、事業者に交付するものとする。ただし、市は、当該検査合格通知書を交付したことを理由として、本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

- (1) 事業者は、工事現場において、建設企業、設計企業及び工事監理者を立ち合わせ、かつ、工事記録を準備したうえ、市による完工検査を受ける。
- (2) 市は、本施設と完成図書との照合により、それぞれの完工検査を実施する。
- (3) 事業者は、機器、器具、什器備品等の取扱いに関し、市に対して説明する。

3 市は、前各項の定めるところに従って行う本施設の完工検査において本施設が入札書類、事業者提案及び設計図書に従って整備されていないと認める箇所があるときは、事業者に対して改善を勧告することができる。この場合において、事業者は、自己の責任及び費用負担において、当該勧告に従って当該箇所を改善するものとし、改善措置が完了した後、直ちに市の確認を受けるものとする。

## 第5節 施設引渡業務

(引渡し)

第39条 事業者は、前条第2項に規定する検査合格通知書の受領後、引渡予定日までに、設備等の操作説明を行って本施設の市への引渡しを行い、本施設の所有権を市に移転するものとする。この場合において、事業者は、本施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を市に移転するものとする。

2 本施設の所有権は、事業者がこれを原始的に取得するものとし、事業者は、本件工事の委託又は請負に係る契約においてその旨を規定するものとする。

- 3 市が本施設の所有権移転の登記を行う場合、事業者は、市の要請があるときは、これに協力するものとする。

(運営開始の遅延)

第40条 市の責に帰すべき事由により供用開始日が供用開始予定日より遅延したときは、市は、当該遅延に伴い事業者において生ずる損害、損失及び費用（本事業を遂行するに当たり事業者において当該遅延により生じた合理的な追加的な費用を含む。）を負担するものとし、市は、市と事業者との間の協議により決定されるところに従い、事業者に対してこれを支払うものとする。

- 2 市の責に帰すべからざる事由により供用開始日が供用開始予定日より遅延したときは、事業者は、供用開始予定日の翌日から供用開始日（同日を含む。）までの期間について、その施設整備に係る対価に相当する額につき年 2.9%の割合による金額に相当する遅延損害金を遅延日数に応じて日割計算により、直ちに市に対して支払うものとし、当該遅延損害金を超える損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり事業者において当該遅延により生ずる追加的な費用を含む。）があるときは、事業者はそれらを負担し、市に支払うべきものがある場合は、直ちに市に対して支払うものとする。

- 3 供用開始日が供用開始予定日より遅延したことが、事業者が第29条又は第30条に基づく是正措置を講じたことや、市が事業者に対して第11条若しくは第12条により設計業務につき修正を求め又は第27条若しくは第38条により本件工事につき改善を勧告したことに直接又は間接的に起因する場合も、前項が適用されるものとする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、次の額については、事業者がこれを負担するものとする。

ア 供用開始日が供用開始予定日より遅延したことが不可抗力によるときにおける当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害、損失及び費用に相当する額のうち別紙8（不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合）に定める事業者の負担割合により算出される額

イ 供用開始日が供用開始予定日より遅延したことが法令変更によるときにおける当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害、損失及び費用に相当する額のうち別紙13（法令変更による費用の負担割合）に定める事業者の負担割合により算出される額

- 5 本契約の定めるところに従って供用開始予定日が変更されたときは、第2項に規定する遅延損害金は、市と事業者とが合意のうえ変更した供用開始予定日より遅れた場合において、発生するものとする。

(かし担保責任)

第41条 市は、本施設にかしがある場合、事業者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補（備品については取り替えも含む。以下同じ。）に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが軽微であり、

- かつ、その修補に過分の費用を要するときは、この限りでない。
- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、供用開始日から2年以内にこれを行うものとする。ただし、そのかしが事業者の故意又は重大な過失により生じたとき、又は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（平成11年法律第81号）第94条に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じたとき（構造耐力上又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、当該請求を行うことのできる期間は、供用開始日から10年とする。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、市は、市による完工検査の際に、かしがあることを知ったときは、直ちにその旨を事業者へ通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、事業者がそのかしのあることを知っていたときは、この限りでない。
  - 4 本施設の全部又は一部が第1項に規定するかしにより滅失又は毀損したときは、市は、第2項に定める期間内で、かつその滅失又は毀損を市が知った日から6か月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
  - 5 事業者は、別紙9（保証書の様式）に定める様式により、建設企業に、市に対しこの条によるかしの修補及び損害の賠償をなすことについて保証させ、当該保証書を市に対して提出するものとする。

## 第5章 施設供用業務

### 第1節 施設供用業務の実施

（指定管理）

第42条 市は、地自法第244条の2に基づき市議会が公の施設として本施設の設置及び管理に係る条例（以下「設置条例」という。）を定めた場合には、当該設置条例の定めるところに従い、事業者を指定管理者として指定し、本施設の管理を代行させるものとし、事業者は、当該設置条例その他法令及び本契約の定めに従い、本施設の使用の許可に関する業務、本施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務その他指定管理者として行う本施設の管理に関する業務を要求水準書及び事業者提案に基づき、次の各号の定めるところにより自己の責任と費用負担で誠実かつ適正に執行するものとする。

- (1) 本施設の利用料金は、要求水準書及び事業者提案に基づき市が設置条例に定めるところに従うものとする。事業者は、設置条例の定める範囲内で、市の承認を得たうえで利用料金の金額等を変更できるものとする。ただし、物価その他の社会状況の変動により、設置条例に定める範囲内での利用料金の維持が困難と認められるときは、事業者は、市に対し、設置条例の改正に関する協議の実施を申し出ることが

できる。

- (2) 市は、設置条例の定めに従い、指定管理者の指定が効力を有することを条件として、本施設の利用料金のうち、プールエリアにおける自主事業及び健康増進エリアにおける自主事業に係る利用料金を事業者をして徴収せしめて事業者の収入として収受させ、それ以外の利用料金の徴収代行を事業者になさしめるものとし、事業者は、設置条例の定めに従い、指定管理者として、かかる利用料金を本施設の利用者から徴収し、自らの収入とするほか、かかる利用料金以外の利用料金を市のために本施設の利用者から徴収代行したうえで、市の規定に基づき市に納付する。
  - (3) 市のために本施設の利用者から徴収代行した利用料金の過不足が発生した場合は、事業者が負担するものとする。
  - (4) 第2号及び第3号に基づき事業者が徴収代行し市に納付された利用料金につき、市は、利用の中止や利用の取消し等があってもその還付を行わない。ただし、市は、特別の理由があると認めるときは、かかる利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- 2 事業者が、地方自治法第244条の2第11項により期間を定めて、指定管理者として行う本施設の管理に関する業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、停止を命じられた業務に対応する範囲で、本契約の履行を行ってはならない。この場合、事業者が履行できない本契約上の事業者の業務については、その停止を命じられている期間中、市は、これを自ら行い又は第三者をして行わせることができるものとし、事業者は、業務を停止するに当たり、業務の引継ぎ等について市の指示に従うほか、市又はその指定する第三者が本契約上の業務を実施した場合、事業者はこれに協力するものとし、当該業務の実施により市に生じた増加費用及び損害を市に支払わなければならない。ただし、不可抗力その他事業者の責に帰すべき事由によらず業務の全部又は一部の停止が命じられたときは、この限りではない。
- 3 事業者が、第2項により本契約に基づく業務の全部又は一部の停止を命じられた場合、市は、サービス購入料のうち、実施しない部分に相当する金額を減額して支払うものとする。
- 4 前各項の定めは、市が第57条に基づき行うサービス購入料の減額又は支払停止のほか、第2項の定めるところに従って事業者より支払いを受ける増加費用及び損害賠償の金額以上の損害が生じたときに市が事業者に対して行う当該損害の賠償請求を妨げない。

(業務水準書及びマニュアルの提出)

第43条 事業者は、維持管理業務の開始に先立ち、要求水準書及び事業者提案に基づき、維持管理業務の各業務に係る業務水準書を作成し、供用開始予定日の60日前までに市の承諾を得るものとする。

2 事業者は、運営業務の開始に先立ち、要求水準書及び事業者提案に基づき、運営業務



の各業務に係る業務水準書、本施設の貸出及び使用に関する施設使用規則並びに各種マニュアル（個人情報保護マニュアル、危機管理マニュアルのみならず、急病人発生や災害発生等の対応マニュアルその他運営上必要とするものを含むものとする。）を作成し、供用開始予定日の60日前までに市の承諾を得るものとする。

- 3 前各項の規定により市に提出された各業務水準書、施設使用規則及び各種マニュアルについては、事業者は、原則として維持管理期間及び運営期間にわたり、変更しないものとするが、改訂する必要があるときは、市の事前の承諾を得て改訂し、市に対し、改訂された最新版を提出するものとする。
- 4 第1項及び第2項の定めるところに従って施設供用業務の開始に先立って提出されたものを含め、市は、前各項の定めるところに従って提出された（最新版の）各業務水準書、施設使用規則及び各種マニュアルを承諾するにあたり、改善その他の指示をすることができるものとし、事業者は、かかる市の指示を受けたときは、市の承諾が得られるまで、必要な修正を行うものとする。

#### （施設供用業務の実施）

第44条 事業者は、本施設に関し、要求水準書及び事業者提案に従い、維持管理業務を維持管理期間にわたり、また、運営業務を運営期間にわたってそれぞれ実施するものとする。ただし、自主事業については、要求水準書及び事業者提案に基づき、次の各号の定めに従う。

- (1) 事業者は、自主事業のうち、必須自主事業を必ず実施するものとし、任意自主事業を任意に市の事前の承諾を得て実施する。なお、任意自主事業については、【市の事前の承諾が得られることを条件として、】利用者の動向・要望等を踏まえ、事業期間の途中から実施することもできるものとする。
- (2) 事業者は、いずれの自主事業についても、その費用を全額負担するとともに、提供するサービスの対価等を当該サービスの利用者から徴収するほか、稼得される収入を自らの収入とすることができ、独立採算によりこれを実施する。
- (3) いずれの自主事業についても、提供する内容、時間、回数等については、利用者ニーズを十分に把握して計画し、これを実施するほか、運営期間中、利用者の動向を踏まえ、市の承認を得て適切に見直しを行う。

2 事業者は、本施設に関し、日本国の法令を遵守のうえ、本契約、入札書類、事業者提案、業務水準書、最新の業務計画書、施設使用規則及び各種マニュアルに従って施設供用業務を実施するものとする。

3 事業者は、次のとおり、施設供用業務の実施を周知する。

- (1) 事業者は、第37条第1項第3号の定めるところに従って開設された本施設に関する

る各種情報を掲載したインターネットホームページにおいて、その開設以降、運営期間が終了するまで、当日の施設利用状況や催事情報等を知らせる情報提供などを随時行い、その適切な運営を継続する。なお、運営期間中、サーバーは事業者にて確保維持するものとし、情報システムのメンテナンスを適切に行い、セキュリティの確保及び情報漏洩の防止を徹底する。

- (2) 事業者は、運営期間中、本施設の概要や利用方法等を記載したパンフレットを作成し、常に配布できるように用意するとともに、市が使用する 1,000 部を第 37 条第 1 項第 4 号の定めるところに従って市に納めるほか、毎事業年度当初に市に納めるものとする。なお、当該パンフレットの内容は、事業者にて作成のうで市の承認を得るものとし、適宜見直し、その都度、市の承認を得る。
- (3) 事業者は、本施設において施設使用規則を常時配布・閲覧できるようにする【ほか、第 1 号の定めるところに従って開設し維持されるホームページで閲覧に供し、】本施設の貸出及び使用に関して周知せしめる。

#### (費用負担)

第 4 5 条 施設供用業務に伴う資機材及び消耗部品等は、要求水準書に別段の定めがない限り、事業者の費用負担において、事業者がこれを調達して消費するものとする。

- 2 施設供用業務の実施に当たって必要となる光熱水費は、事業者が負担するものとし、サービス購入料に含めて支払われるものとする。

#### (第三者による実施)

第 4 6 条 事業者は、維持管理業務を維持管理企業に委託し、又は請け負わせるものとし、維持管理企業以外の第三者に、全部又は大部分を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、当該第三者の商号、所在地その他市が求める事項を市に事前に通知したうえ、市の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 事業者は、運営業務を運営企業に委託し、又は請け負わせるものとし、運営企業以外の第三者に、全部又は大部分を委託し又は請け負わせてはならない。ただし、当該第三者の商号、所在地その他市が求める事項を市に事前に通知したうえ、市の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 事業者は、施設供用業務の一部を維持管理企業又は運営企業以外の第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に当該第三者の商号、所在地その他市が求める事項を市に届け出るものとする。当該第三者又は維持管理企業若しくは運営企業がさらに第三者に施設供用業務の一部を再委託し、又は下請けさせる場合も同様とする。
- 5 維持管理企業又は運営企業その他施設供用業務に関して事業者又は維持管理企業若しくは運営企業その他の第三者が使用する一切の第三者に対する施設供用業務の委託又は

請負は全て事業者の責任において行うものとし、(i)維持管理企業、(ii)運営企業、(iii)その他施設供用業務に関して事業者又は維持管理企業若しくは運営企業その他の第三者（第48条に定義された業務担当者を含むが、これに限られない。）が使用する第三者の責に帰すべき事由は、全て事業者の責に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

#### （施設供用業務の実施計画）

第47条 事業者は、維持管理期間中の各事業年度における維持管理業務の各業務に関し、業務区分ごとに実施体制、実施内容及び実施スケジュール等の必要な事項を記載した年度業務計画書（維持管理業務の実施状況の監視（モニタリング）を実施する際の確認事項を定めたものとする。）を作成し、当該事業年度の開始日の30日前までに、市の承諾を得るものとする。ただし、維持管理業務に係る第1回目の年度業務計画書は、引渡予定日が属する事業年度の引渡予定日以降を対象期間とし、第43条第1項の定めるところに従って市の承諾を得る維持管理業務に係る業務水準書とともに供用開始予定日の60日前までに市の承諾を得るものとする。

2 事業者は、運営期間中の各事業年度における運営業務に関し、本施設の開館日、開館時間、実施体制、実施内容、事故・火災その他緊急時又は非常時の対応（第50条第1項に定義された意味を有する。）及びその訓練等並びにその他の必要な事項を記載した年度業務計画書（運営業務の実施状況の監視（モニタリング）を実施する際の確認事項を定めたものとする。）を作成し、当該事業年度の開始日の30日前までに、市の承諾を得るものとする。ただし、運営業務に係る第1回目の年度業務計画書は、供用開始予定日が属する事業年度の供用開始予定日以降を対象期間とし、第43条第2項の定めるところに従って市の承諾を得る運営業務に係る業務水準書とともに供用開始予定日の60日前までに市の承諾を得るものとする。

3 前各項の規定により市の承諾を得た年度業務計画書については、必要に応じて随時改善するものとし、改善の都度直ちに、市に対し、改善された最新版を提出し、市の承諾を得るものとする。この場合において、市は、提出された最新版を確認のうえ、改善その他の指示を行うことができるものとし、事業者は、かかる市の指示を受けたときは、市の承諾が得られるまで、必要な修正を行うものとする。

3 事業者は、前各項の定めるところに従って市に提出された年度業務計画書のいずれかに関し、別途市より改善、追加、補充その他指示を受けた場合は、それに従うものとする。

#### （施設供用業務の実施体制）

第48条 事業者は、維持管理業務に関し、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に従い、維持管理業務の全体を総合的に把握し調整を行う総括責任者及び維

持管理業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う業務責任者を定め、市の承諾を得るほか、維持管理業務に従事する業務担当者（総括責任者及び業務責任者を含め、この条において「維持管理業務担当者」という。）を選任して維持管理業務実施体制を整え、維持管理業務担当者の氏名、有する資格等を記載した維持管理業務担当者届出書を作成し、維持管理業務の開始までに市に届け出るものとし、維持管理業務担当者を変更したときも同様とする。

- 2 事業者は、運營業務に関し、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に基づき、運營業務の全体を総合的に把握し調整を行う「総括責任者」及び運營業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う「業務責任者」を定めるほか、運營業務に従事する業務担当者（この条において「運營業務担当者」といい、維持管理業務担当者と運營業務担当者と総称して「業務担当者」という。）を選任して運營業務実施体制を整え、運營業務担当者の氏名、有する資格等を記載した運營業務担当者届出書を作成し、運營業務の開始までに市に届け出るものとし、運營業務担当者を変更したときも同様とする。
- 3 事業者は、各業務担当者を、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者から、本事業の目的・趣旨・内容を十分に踏まえたうえで選出し、着任より担当業務を円滑に実施できるよう、その教育・研修を事前に十分に行うほか、事業期間中も定期的に教育・研修を行い、利用者が満足するサービスの提供に努めるものとする。
- 4 市は、いずれかの業務担当者がその業務を行うのに不相当と認められるときは、その事由を明記して、事業者に対しその交代を求めることができるものとし、事業者はこれに従うものとする。

#### （情報管理）

第49条 事業者は、事業期間中及び本契約の終了後においても、運營業務の実施に付随し、又は関連して知り得た個人情報の取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令に従うほか、第43条の定めるところに従って市の承諾を得た個人情報保護マニュアルを遵守するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、運營業務実施に伴う情報機器の使用に当たっては、市で定める情報セキュリティ関連規定を遵守するものとする。

#### （急病等及び災害時の対応）

第50条 事業者は、利用者又は作業員等のけが、急病等並びに台風、大雨等の警報発令時、地震、火災、事故等の非常時又は緊急時の対応（以下「非常時又は緊急時の対応」という。）が必要となる事態が発生した場合に備えて、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に基づき対応するものとする。

## 第 2 節 モニタリング

(セルフモニタリング等)

第 5 1 条 事業者は、施設供用業務に係るサービス水準（要求水準書に従い、要求水準書に定める各項目に対応して、施設供用業務に係るサービスが要求水準書に定める要求水準に合致しているかを確認する基準として事業者提案により全て合致しているか否かで判断できるように設定された基準とする。以下「業務サービス水準」という。）を維持改善するよう事業者自らのセルフモニタリングを実施するものとする。

- 2 前項の定めるところに従って実施されるセルフモニタリングの項目、基準、方法等については、市が実施するモニタリングとの連携を十分に配慮して、市と協議のうえ設定されるものとする。
- 3 事業者は、前各項の定めるところに従って実施されたセルフモニタリングの結果について、要求水準書の定めるところに従い、毎月 10 日までに、市に対し、以下の内容を記載する「モニタリング報告書」を提出することにより報告を行う。
  - (1) 市と合意し実施したモニタリングの状況
  - (2) モニタリングを行った結果発見した事項
  - (3) 要求水準未達（要求水準書が定める要求水準の未達をいう。以下同じ。）が発生した場合の当該事象の内容、発生期間、対応状況
  - (4) サービス水準未達により影響を受けた機能
  - (5) 要求水準未達が発生した場合の今後の業務プロセスの改善方策
- 4 前各項の定めるところに従うほか、事業者は、市と協議して作成した本施設で提供するサービスの評価についてのアンケート用紙を使用して、要求水準書に従い、本施設の利用者からのアンケート結果を回収のうえ、これを取りまとめ、年度業務報告書のうちの運營業務に係る月次業務報告書（月報）とともに、市に毎月提出するものとする。市は、かかるアンケート結果を第 53 条の定めるところに従って実施されるモニタリングの資料として利用することができる。

(施設供用業務の定期報告)

第 5 2 条 事業者は、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に基づき、維持管理期間中の各暦日に関し、温水プール及び浴室の水質その他環境衛生管理状況、施設・設備等の修繕・更新状況その他維持管理業務の各業務の実施状況を記録し、維持管理業務に係る別紙 10（年度業務報告書）第 1 項所定の各報告書等を同項の定めるところに従って作成し、事業者にて管理して閲覧若しくは謄写に供し又は市に提出することにより維持管理業務の報告を定期的に行うものとする。

- 2 事業者は、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案並びに施設使用規

則及び各種マニュアルに基づき、運営期間中の各暦日における利用者数、施設利用状況、提供サービス、利用料金徴収状況その他運営業務の各業務の実施状況に係る必要な記録を行い、別紙 10（年度業務報告書）第 2 項所定の各報告書等を同項の定めるところに従って作成し、事業者にて管理して閲覧若しくは謄写に供し又は市に提出することにより運営業務の報告を定期的に行うものとする。

- 3 事業者は、前各項の定めるところに従って作成された年度業務報告書のいずれかに関し、また、随時に、別途市より追加報告、補足説明、資料提供その他指示を受けた場合は、それに従うものとする。

#### （モニタリングの実施）

第 5 3 条 市は、自らの責任及び費用負担において、施設供用業務に関し、業務サービス水準を満足した業務が施設使用規則及び各種マニュアルに従って提供されていることを確認するため、次の各号に掲げる方法によりモニタリングを実施するものとする。

##### （1）年度業務報告書の確認

市は、前条の規定により事業者が市に対して提出した年度業務報告書を確認する。

##### （2）立入検査

市は、必要に応じて随時、本施設に対する立入検査を行う。

##### （3）その他の方法

市は、前各号に規定する方法のほか、必要と認めるときは、随時、任意の方法（アンケート、施設巡回、業務監視、事業者に対する説明要求、立会い等を含む。）によりモニタリングを実施するものとする。

- 2 市は、前項に規定する確認の結果、本施設の施設供用業務の実施状況が業務サービス水準を満足していないか又は施設使用規則及び各種マニュアルに従っていないと判断したときは、事業者に対してその改善を勧告するものとし、当該改善勧告が行われたときは、事業者は、別紙 12（モニタリングの手順及びサービス購入料 B の減額方法）の規定により市の指示する期間内に改善措置を講じるとともに、その後に第 52 条の規定により市に提出される年度業務報告書において、また、市の要求に応じて随時に、その対応状況を市に対して報告する。

- 3 市は、モニタリングの実施を理由として、本事業の実施の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

#### （損害の発生）

第 5 4 条 事業者は、本施設の施設供用業務の実施に際して、市又は第三者に損害、損失、費用等（本施設の滅失若しくはき損等に起因する市の損害を含む。この条において「損害等」という。）が発生したこと又は発生するおそれがあると認めるときは、損害等の発生又は拡大を防止するために必要な合理的な措置を講じたうえで、その旨を市に対し

て直ちに通知し、市の指示に従うものとする。

- 2 前項の場合において、事業者は、市又は第三者が被った当該損害等の一切を負担するものとし、市又は第三者の請求があったときは、直ちに、これを賠償又は補償するものとする。ただし、当該損害等の発生が市民その他第三者の責に帰すべき場合又はその他の事業者の責に帰すべからざる事由に起因する場合には、事業者は、当該損害等を賠償又は補償する義務その他の責任を負わないものとする。
- 3 事業者は、前項に規定する損害賠償に係る債務を担保するため、自己又は施設供用業務担当者をして、別紙 7（事業者等が付保する保険）第 2 項にその概要が記載される保険に加入し、又は加入させるものとする。
- 4 前項の規定により、保険に加入し、又は加入させたときは、事業者は、当該保険に係る保険証券その他保険の内容を示す書面を、加入後速やかに市に提出し、市の確認を受けなければならない。

## 第 6 章 サービス購入料の支払

（サービス購入料の支払）

第 5 5 条 市は、本施設の施設整備に係る対価及び施設供用業務の実施に係る対価として、事業者に対して、別紙 11（サービス購入料の構成及び支払方法）に定めるところの算定方法及びスケジュールに従い、サービス購入料を支払うものとする。

- 2 市及び事業者は、サービス購入料債権は一体不可分のものであることを確認する。ただし、当該債権に基づき支払われるサービス購入料は、本施設の施設整備に係る対価及び施設供用業務の実施に係る対価に分割して計算するものとする。

（サービス購入料の改定）

第 5 6 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、サービス購入料は、別紙 11（サービス購入料の構成及び支払方法）に定めるところに従い改定される。

（サービス購入料の減額）

第 5 7 条 第 53 条の規定によるモニタリングの結果、本施設の施設供用業務につき業務サービス水準を満たしていない事項が存在すると市が認めたときは、市は、事業者に対して、別紙 12（モニタリングの手順及びサービス購入料 B の減額方法）に定めるところに従い、サービス購入料のうち施設供用業務の実施に係る対価の減額及び支払停止を行うことができる。この場合において、事業者は、当該措置に従い、これに異議を述べないものとする。

## 第 7 章 契約の終了

(契約期間)

第 58 条 本契約の契約期間は、本契約成立の日から事業期間満了日までとする。ただし、この章の規定により契約が解除されたときは、本契約は、その時点において終了する。

- 2 事業者は、要求水準書の定めに従い、事業期間満了日において、本施設の全てにつき要求水準書で示した性能及び機能が発揮でき、著しい損傷がない状態で市へ引き継げるよう維持管理を行い、事業期間満了日時点において少なくともその後 1 年を経過するまで建築物、建築設備その他設備等の修繕・更新が必要とならない状態であることを基準として、事業期間満了日の概ね 3 年前より、事業者が本施設の明渡しの時点で確保すべき本施設の状態について市との間の協議に応じ、かかる協議を経て市が決定した本施設の状態を以て事業期間満了日に本施設の明渡しを行うものとする。
- 3 前項の定めるところに従って事業者が本施設の明渡しの時点で確保すべき本施設の状態とするための修繕・更新を含め、維持管理期間中に行うべき各種の修繕（大規模修繕を除く。）・更新（本契約の中途終了時における業務サービス水準未達については全て維持管理期間中に行うべき修繕・更新があるものとみなされるものとする。）は、市の帰責事由及び不可抗力により必要となったものを除き、全て維持管理業務の範囲内のものとして事業者の責任と費用負担で実施されるものとする。ただし、性能及び機能を満足する限りにおいて、事業期間満了時における経年による劣化については、事業者は、その修繕・更新の責を免れるものとする。
- 4 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、第 2 項の定めるところに従って本施設の明渡しを行うに当たっては、市に対して、予防保全を踏まえた事業期間終了までの本事業における維持管理実績を踏まえ、想定される修繕・更新について、ライフサイクルコストの低減が可能となるよう、計画的な方法について、市の求めに応じて助言を行うほか、市が継続使用できるよう本施設の施設供用業務の実施に関して必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた施設供用業務に関する操作要領、申し送り事項その他の関係書類・記録を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行う。
- 5 市は、第 2 項の定めるところに従って本施設の明渡しを受けるに当たっては、要求水準書に基づき検査を実施する。かかる市の検査により不適合と認められた場合は、事業者は、自己の責任と費用負担により不適合箇所を是正するべく速やかに対応するものとする。
- 6 事業者は、理由の如何を問わず事業期間終了後 1 年を経過するまでの期間において、維持管理企業をして、引継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を無償で実施せしめるものとし、市の要請があるときは、かかるサポート業務に係る契約を市が合理的に定める様式及び内容で市との間で維持管理企業をして締結させるものとする。



(市の事由による解除)

第59条 市は、市議会が設置条例を定めない場合（設置条例の議案が市議会で否決された場合を含む。）その他本事業の実施の必要がなくなったとき又は本施設の転用が必要となったと認めるときには、180 日以上前に事業者へ通知のうえ、本契約の全部（一部は不可。ただし、市による完工検査が完了している部分は除く。以下同じ。）を解除することができる。

(事業者の債務不履行等による解除)

第60条 次の各号の一に該当するときは、市は、特段の催告をすることなく、本契約の全部を解除することができる。

- (1) 事業者が設計業務又は本件工事に着手すべき時期を過ぎてもそれらに着手せず、かつ、市が相当の期間を定めて催告しても、当該遅延につき事業者から市が満足する説明が得られないとき。ただし、事業者の責に帰すべからざる事由による場合にあっては、この限りでない。
- (2) 供用開始予定日から 60 日が経過しても施設供用業務が着手されるべき本施設に係る施設供用業務の着手ができないとき、又は供用開始予定日から 60 日以内に施設供用業務に着手できる見込みがないことが明らかであるとき。ただし、事業者の責に帰すべからざる事由による場合にあってはこの限りでない。
- (3) 事業者が、その破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始又は特別清算の手続の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを決定したとき、又は第三者（事業者の取締役を含む。）によって当該申立てがなされたとき。
- (4) 事業者が、第 51 条第 3 項に規定する利用者アンケートにおいて不正を介在させたとき又は年度業務報告書のいずれかに著しい虚偽の記載をしたとき。
- (5) 事業者が本契約上の義務に違反し、かつ、市が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該相当期間内にその違反が治癒されないとき。
- (6) 基本協定が解除されたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業者が本契約上の義務に違反し、その違反により本事業の目的を達することができないことが明らかであるとき。

2 市は、前項各号に定めるところのほか、第 53 条第 1 項に規定するモニタリングの結果、事業者が実施する施設供用業務の水準が業務サービス水準を満たさないと判断したときは、同条第 2 項の規定により、事業者に対してその是正を勧告し、又は別紙 12（モニタリングの手順及びサービス購入料 B の減額方法）の定めるところに従い本契約の全部を解除することができる。

(市の債務不履行による解除等)

第61条 市議会が設置条例を供用開始予定日までに定めないとき（設置条例の議案が市議会で否決された場合を含む。）その他又は市が本契約上の義務に違反し、かつ事業者による通知の後 60 日以内に当該違反を改善しないときは、事業者は、本契約の全部を解除することができる。

2 市が本契約の定めるところに従って履行すべきサービス購入料その他の金銭の支払を遅延したときは、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、年 2.9%の割合で計算した額（1年を 365 日として日割計算とする。）を事業者に対し遅延損害金として支払うものとする。

(法令の変更及び不可抗力)

第62条 事業者は、次の各号の一に該当したときは、市に対して、速やかにその旨を通知するものとし、市及び事業者は、本契約及び要求水準書の変更並びに損害、損失及び費用の負担その他必要となる事項について、協議するものとする。

- (1) 法令の変更若しくは不可抗力により、損害、損失又は費用を被ったとき
- (2) 本契約及び業務サービス水準に従って本施設の整備ができなくなったとき若しくは施設供用業務の実施ができなくなったとき
- (3) その他本事業の実施が不可能となったと認められるとき
- (4) 法令の変更若しくは不可抗力により、本契約及び業務サービス水準に従って本施設の整備又は本施設の施設供用業務を実施するために追加的な費用が必要となったとき

2 法令変更又は不可抗力が生じた日から 60 日以内に前項の協議が調わないときは、市は、事業者に対して、当該法令変更又は不可抗力に対する対応を指図することができる。事業者は、当該指図に従い、本事業を継続するものとし、損害、損失又は費用の負担は、別紙 8（不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合）及び別紙 13（法令変更による費用の負担割合）に記載する負担割合によるものとする。

3 法令変更又は不可抗力が生じた日から 60 日以内に第 1 項に規定する協議が調わない場合において、事業者が前項に規定する指図に従わないときは、市は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 市は、第 13 条第 4 項第 3 号及び第 4 号、第 31 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、第 33 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 35 条第 3 項の規定による市の損害、損失又は費用の負担が過大になると判断したときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(特別措置等によるサービス購入料の減額)

第63条 法令変更により、要求水準書又は事業者提案の変更及び当該変更によるサービス購入料の減額が可能なときは、市及び事業者は、協議により要求水準書又は事業者提

案について必要な変更を行い、サービス購入料を減額するものとする。

- 2 本契約に規定するもののほか、PFI 事業に関する特別な措置（事業者の税の軽減を目的とする措置を含む。）が生じたときは、市と事業者とは、サービス購入料の減額を目的として、その算定方法、支払条件等について見直しのための協議を行うものとし、協議が調ったときは、サービス購入料を減額するものとする。

（引渡日前の解除の効力）

第 6 4 条 引渡日前に第 59 条から第 62 条までの定めるところにより本契約が解除されたときは、本契約は将来に向かって終了するものとし、市及び事業者は、次の各号に掲げるところにより、本施設（出来形部分を含む。）を取り扱うものとする。

- (1) 第 60 条の規定により本契約が解除された場合において、市が当該解除後に本施設を利用するときは、市は、事業者の費用負担において、施設のうち市による完工検査が未了の部分を検査したうえで、検査に合格した本施設の全部又は一部（以下「合格部分」という。）のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受けること若しくは施設整備に要した費用の対価を支払うこと又はその両方を行うことができる。市が合格部分を買受け又は整備に要した費用の対価の支払いをする場合において、市は、その対価の支払債務と、第 66 条第 1 項第 1 号及び同条第 3 項に定めるところの事業者に対する違約金支払請求権及び損害賠償請求権とを対当額で相殺することができるものとし、なお残額があるときは、支払時点までの利息（年 2.9%の割合とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。）を付したうえで、一括払い又は分割払いにより事業者に対して支払うものとする。また、これにより市のその余の損害賠償請求は、妨げられない。また、既に市による完工検査が完了している本施設については、市は事業者に対して、施設整備費相当額を別紙 11（サービス購入料の構成及び支払方法）に定めるところに従い支払うものとする。
- (2) 第 59 条又は第 61 条の規定により本契約が解除されたときは、市は、自己の費用負担において、施設のうち市による完工検査が未了の部分を検査したうえで、合格部分のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、若しくは引渡しを受け、若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い、又はその両方を行うものとする。この場合において、市は事業者に対して、その対価及び第 66 条第 4 項に規定する損害賠償額の総額に支払時点までの利息（年 2.9%の割合とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。）を付したうえで、一括払い又は分割払いにより支払う。なお、既に市による完工検査が完了している本施設については、市は事業者に対して、施設整備費相当額を、別紙 11（サービス購入料の構成及び支払方法）に定めるところに従い支払うものとする。
- (3) 第 62 条の規定により本契約が解除されたときは、市は、自己の費用負担において、市による完工検査が未了の部分を検査したうえで、合格部分のうち事業者に所有権が帰

属している部分を事業者から買い受け、若しくは引渡しを受け、若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い、又はその両方を行うものとする。この場合、市は事業者に対し、その対価に支払時点までの利息（年 2.9%の割合とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。）を付したうえ、一括払い又は分割払いにより支払う。なお、既に市による完工検査が完了している本施設については、市は事業者に対して、施設整備費相当額を、別紙 11（サービス購入料の構成及び支払方法）に定めるところに従い支払うものとする。

(4) 市は、必要と認めるときは、その理由を事前に事業者に対して通知したうえ、本施設を最小限度破壊して前 3 号に規定する検査をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、引渡日前に本契約が解除された場合において、本件工事の進捗状況を考慮して、事業用地の部分的な更地化若しくは原状回復又はその両方が社会通念上合理的であると市が判断したときは、市は事業者に対して、そのいずれかを請求することができるものとし、事業者はこれに従うものとする。この場合において、解除が第 59 条、第 61 条又は第 62 条の規定によるときは、市がその費用相当額及び第 66 条第 4 項に定めるところの損害賠償額並びにそれらの総額に付されるべき支払時点までの利息額（年 2.9%の割合とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。）を負担するものとし、第 60 条に基づくときは、事業者がその費用相当額並びに第 66 条第 1 項及び第 3 項に基づく支払額、並びにそれらの総額に付されるべき支払時点までの第 81 条に基づく遅延損害金を負担するものとする。ただし、事業者が正当な理由なく相当の期間内に係る更地化若しくは原状回復又はその両方を行わないときは、市は事業者に代わりそのいずれかを行うことができるものとし、これに要した費用については、第 60 条による解除の場合は事業者がこれを負担し、市の求めるところに従って支払うものとする。この場合、事業者は、市の処分について異議を申し出ることができない。

3 本施設のうち施設供用業務が着手されている部分があるときは、当該施設供用業務の対象となっている本施設に関する限りにおいて、次条第 2 項及び第 3 項並びに第 4 項第 3 号後段の規定を準用する。

(引渡日後の解除の効力)

第 65 条 引渡日後に第 59 条から第 62 条までの規定により本契約が解除されたときは、本契約は、将来に向かって終了する。この場合において、市は、第 39 条の規定により引渡しを受けた本施設の所有権を引き続き所有するものとする。

2 前項の場合において、市は、本契約が解除された日から 10 日以内に本施設の現況を検査したうえ、本施設に事業者の責に帰すべき事由による損傷等が認められたときは、事業者に対してその修補を求めることができる。事業者は、その費用負担において本施設の修補を実施するものとし、修補完了後、速やかに市に対してその旨を通知するものとする。

- 3 市は、前項に規定する修補完了の通知を受けてから 10 日以内に修補の完了検査を行うものとする。この場合において、事業者は、当該完了検査の終了後速やかに施設供用業務を市又は市の指定する者に引き継ぐものとし、市又は当該市の指定する者が施設供用業務を引き継ぐために必要な一切の行為を行うものとする。
- 4 前項の規定により市が施設供用業務を引き継いだ後、市及び事業者は、次の各号に定めるところにより、サービス購入料を取り扱うものとする。
  - (1) 本契約の解除が第 60 条の規定に基づくときは、市は事業者に対し、未払いの施設整備費を、別紙 11（サービス購入料の構成及び支払方法）の定めるところに従い支払う。ただし、事業者の責に帰すべき事由により本施設が損傷しており、修繕を施しても利用が困難であると客観的に判断され、かつ、市の被る損害額が未払いの施設整備に係る対価を上回る場合には、市は、未払いの施設整備費の支払期限が到来したものとみなして、当該対価と損害額とを相殺することにより、未払いの施設整備費の支払義務を免れるものとし、当該相殺により市のその余の損害賠償の請求は、妨げられないものとする。
  - (2) 本契約の解除が第 59 条又は第 61 条の規定に基づくときは、市は事業者に対し、未払いの施設整備費を別紙 11（サービス購入料の構成及び支払方法）の定めるところに従い支払うとともに、第 66 条第 4 項に定めるところの損害賠償額の総額及びそれに付すべき支払時点までの利息（年 2.9%の割合とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。）を、一括払い又は分割払いにより事業者に対し支払うものとする。
  - (3) 本契約の解除が第 62 条の規定に基づくときは、市は事業者に対し、未払いの施設整備費を、別紙 11（サービス購入料の構成及び支払方法）の定めるところに従い支払うものとする。この場合において、市は、事業者が施設供用業務を終了させるために要する費用を事業者に対して支払うものとする。
  - (4) 事由のいかんを問わず、本契約の解除日以後、市は、施設供用業務に係るサービス購入料のうち未払いのものの支払義務を免れるものとし、本契約の解除日が属する支払対象期間に関する施設供用業務に係るサービス購入料に関しては、実働ベースで精算及び支払いを行うものとする。

（損害賠償）

第 66 条 第 60 条第 1 項各項の規定により本契約が解除された場合、事業者は、次の各号に定める額を市の指定する期限までに支払うものとする。

- (1) 引渡日前までに解除された場合  
施設整備費の 100 分の 10 に相当する額
- (2) 引渡日以降に解除された場合  
解除日が属する事業年度及びその翌年度において支払われるべき施設供用業務の実

施に係る対価総額の100分の10に相当する額

- 2 前項第1号に規定する場合において、第8条の規定により市を被保険者とする履行保証保険契約が締結されているときは、市は、当該履行保証保険契約の保険金を受領し、これをもって違約金及び損害賠償に充当することができる。
- 3 第60条第1項各項に基づく解除に起因して市が被った損害額が本条第1項の違約金額を上回るときは、事業者は、その差額を市の請求するところに従って支払うものとする。
- 4 第59条又は第61条の規定により本契約が解除されたときは、市は、当該解除により事業者が被った損害額を、事業者の請求するところに従って支払うものとする。

(保全義務)

第67条 事業者は、解除の通知がなされた日から第64条第1項各号による引渡し又は第64条第3項若しくは第65条第3項による施設供用業務の引継ぎ完了のときまで、本施設（本施設の出来形部分を含む。）について、自らの責任及び費用において、最小限度の保全措置をとらなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第68条 事業者は、第64条第1項第1号から第3号までに規定する引渡し又は第65条第3項に基づく施設供用業務の引継ぎの完了と同時に、市に対して、設計図書、完成図書（既に事業者が提出しているものを除き、本契約が本施設に係る施設供用の実施開始前に解除された場合は、図面等については事業者が既に作成を完了しているものに限る。）、その他本施設の整備及び本施設の修補に係る書類並びに本施設の施設供用業務の実施に必要な書類の一切を引き渡すものとする。

- 2 市は、前項の規定に基づき提出を受けた図書等を本施設の整備又は施設供用のために、無償で自由に自ら使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）し、かつ第三者をして使用させることができるものとし、事業者は、市又は市の指定する第三者による当該図書等の自由な使用が、第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとるものとする。

(所有権の移転)

第69条 事業者は、第64条第1項第1号から第3号までの規定により本施設又はその出来形の所有権を市に移転するときは、担保権その他の制限による負担のない完全な所有権を市に対して移転しなければならない。

## 第 8 章 雑則

### (公租公課の負担)

第 7 0 条 本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、事業者がこれを負担するものとする。

### (運営協議義務)

第 7 1 条 本契約において市及び事業者による協議が予定されている事由が発生したときは、市及び事業者は、速やかに運営協議会の開催に応じるものとする。

2 運営協議会の開催及び運営については、別に定める。

### (金融機関等との協議)

第 7 2 条 市は、本事業の継続性を確保するため、事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することができる。

### (財務書類の提出)

第 7 3 条 事業者は、本契約の終了に至るまで、毎会計年度の最終日から 3 か月以内に、当該会計年度に係る計算書類等に公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付し、市に提出しなければならない。

### (秘密保持)

第 7 4 条 市及び事業者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密の内容を自己の役員若しくは従業員若しくは自己の代理人又は事業者に対して資金提供を行う金融機関若しくはコンサルタント以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、本事業に関して知る前に既に自ら保有していたもの、本事業に関して知る前に公知であったもの、本事業に関して知った後自らの責によらないで公知となったもの又は本事業に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得したものについては、この限りではない。

2 前項の定めにかかわらず、設計図書、完成図書、業務水準書、施設使用規則及び各種マニュアル、年度業務計画書、年度業務報告書その他本契約に基づき事業者が市に提出した書類、記録その他の資料（以下「本事業関連図書」という。）については、市は、本施設の整備、維持管理、運営その他本事業の遂行に必要な場合（本契約の終了後に事業者以外の第三者に本事業を引き継がせる場合を含む。）には、その限度で、これを第三者に開示することができる。

(著作権等)

第75条 事業者は、市に対し、市の裁量により、事業期間中及び事業期間終了後も、次の各号に掲げる行為を行うことを無償で許諾する。

- (1) 市が本施設の内容を公表すること。
- (2) 設計図書を自ら利用し、第三者をして利用させること。
- (3) 設計図書以外の本事業関連図書に含まれる著作物を自ら利用し、第三者をして利用させること。

2 事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、予め、市の承諾を得た場合は、この限りではない。

- (1) 本施設の内容を公表すること。
- (2) 本施設に事業者の実名又は変名を表示すること。

(著作権の侵害防止)

第76条 事業者は、本施設が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。

2 事業者は、その作成する成果物（本施設、本事業関連図書を含むが、これに限られない）が第三者の有する著作権を侵害するときは、自己の責任及び費用負担において、第三者に対して損害を賠償し、その他必要な措置を講じなければならない。

(産業財産権)

第77条 事業者は、本事業において特許権その他産業財産権の対象となっている技術等を使用するときは、自己の責任及び費用負担においてそれを使用し、その使用に関する一切の責任を負わなければならないものとし、本施設の運営・維持管理、改造、増築その他の維持、利用等（本事業後も含む。）に必要な範囲で市が無償で自由に自ら及び第三者をして実施、使用等（改造、解析、複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。）する権利を確保して市に付与するものとし、その権利が、かかる範囲でこの契約の終了後も存続するよう必要な措置の一切を講じるものとする。

(株式等の発行制限)

第78条 事業者は、事業期間中に市の事前の承諾を得た場合を除き、本契約成立日時点で事業者の株主である者以外の第三者に対して株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行してはならない。

(権利等の譲渡制限)

第79条 事業者は、本契約に基づき市に対して有する本事業に係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡、質権設定等の担保提供又はその他の処分することができない。ただし、



市の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 事業者は、本契約その他本事業に関して市との間で締結した契約に基づき事業者が有する契約上の地位の全部又は一部を第三者に譲渡、質権設定等の担保提供又はその他の処分することができない。ただし、市の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

(事業者の兼業禁止)

第80条 事業者は、本契約に規定された業務以外の業務を行ってはならない。ただし、市の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

(遅延利息)

第81条 事業者が本契約に基づき行うべき市への支払を遅滞したときは、事業者は、未払い額につき遅延日数に応じ年2.9%の割合(1年を365日とする日割計算とする。)で計算した額の遅延利息を付したうえで、市に対して支払うものとする。

(要求水準書の変更)

第82条 市は、設計変更並びに第62条に規定する法令の変更及び不可抗力のほか、次の各号に規定する事由が生じたときは、次項に定めるところにより要求水準書の内容を変更することができる。

- (1) 法令の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- (2) 災害、事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。
- (3) 市の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- (4) その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

2 要求水準書の変更は、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 市は、前項各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨と要求水準書の変更内容を事業者に通知し、事業者の意見を聴取するものとする。
- (2) 事業者は、前号に規定する通知を受けた日から20日以内に意見書を提出するものとする。
- (3) 市は、前号に規定する意見書が期限内に提出されないときは、事業者の意見がないものとして取り扱うことができる。
- (4) 市は、事業者の意見に拘束されないものとするが、事業者の意見を聴取した結果を尊重し、必要に応じて事業者の意見を反映して変更内容の修正を行ったうえで確定的な変更内容を事業者に通知することにより、要求水準書の変更を確定する。ただし、市は、事業者の意見に基づく修正の義務を負担するものではない。
- (5) 要求水準書の変更に伴い、事業契約書の変更が必要となるときは、市及び事業者は、協議のうえ、契約変更を行うものとする。

(管轄裁判所)

第83条 本契約に関する紛争は、大津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(疑義に関する協議)

第84条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本契約の解釈に関して疑義が生じたときは、その都度、市及び事業者が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

(その他)

第85条 市及び事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約に基づいて相手方に対して行う請求、通知、報告、申出、承諾、勧告、催告、解除その他一切の意思表示（以下、この条において「請求等」という。）を、書面をもって行うものとする。この場合において、市及び事業者は、請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知するものとし、事業期間中に変更が生じたときは、直ちに相手方に通知するものとする。

2 本契約の履行に関して市と事業者間で用いる言語は、日本語とする。

3 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

4 本契約の履行に関して市と事業者間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の規定によるものとする。

5 本契約上の期間の定めは、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の規定によるものとする。

6 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈するものとする。

7 本契約に基づき事業者が市に対して書面で提出することを要する届出、通知、計画、報告、図面、図表等の書類の内容及び体裁（図面等のデータを記録した市の指定する記録媒体を添付することを含む。）、部数等については、本契約に別段の定めがない限り、市が別途指定するものとする。

8 本契約における指定日又は期限満了日が大津市役所の開庁日でないときは、翌開庁日をもって指定日又は期限満了日とする。

[以下余白]

別紙 1 (第 4 条関係) **事業日程**

整備期間 平成 28 年 12 月～平成 30 年 9 月

- 1 基本設計図書の提出期限 平成\_\_年\_\_月\_\_日
- 2 実施設計図書の提出期限 平成\_\_年\_\_月\_\_日
- 3 本件工事着工予定日 平成\_\_年\_\_月\_\_日

施設の所有権移転期限 平成 30 年 9 月 30 日

供用開始予定日 平成 30 年 10 月 1 日

運営期間及び維持管理期間 平成 30 年 10 月～平成 46 年 3 月 (15 年間 6 ヶ月)

事業終了日 (施設供用業務終了日) 平成 46 年 3 月 31 日



### 設計業務着手時提出書類

#### 1 基本設計業務着手時

提出書類等	提出部数
設計業務着手届	2部
詳細工程表	2部
組織体制表	2部
管理技術者・担当者届（担当毎に経歴書添付のこと）	2部
協力技術者届	2部

#### 2 実施設計業務着手時

提出書類等	提出部数
設計業務着手届	2部
詳細工程表	2部
組織体制表	2部
管理技術者・担当者届（担当毎に経歴書添付のこと）	2部
協力技術者届	2部

## 設計図書

基本設計終了時及び実施設計終了時に次の書類を提出すること。市は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む。）を通知する。

また、提出図書は全てのデジタルデータ（CADデータ(jww 又は dxf)、Microsoft社 word, excel 及び全ての pdf データ）も提出すること。

### 1 基本設計

書類	部数
設計図（縮小版を含む）	A 1 見開き 1 部 A 3 縮小見開き 3 部
基本設計説明書（概略構造計算書，設備諸元表を含む。）	3 部
基本設計説明書（概要版）	1 0 部
工程表	1 0 部
什器備品リスト及びカタログ	3 部
工事費概算書	3 部
要求水準書との整合性の確認結果報告書	3 部
事業提案書との整合性の確認結果報告書	3 部
パース	3 部
その他必要資料	3 部
電子データ （最新のパターンを使用したウイルスチェックを行うこと）	1 部

### 2 実施設計

書類	部数
設計図（縮小版含む。）	A 1 見開き 1 部 A 3 縮小見開き 3 部
実施設計説明書 （基本設計説明書を元に実施設計の結果を反映付加する。）	3 部
実施設計説明書（概要版）	1 0 部
工事費内訳書	3 部
数量調書	3 部
設計計算書（構造・設備他）	3 部
什器備品リスト及びカタログ	3 部

書類	部数
要求水準書との整合性の確認結果報告書	3部
事業提案書との整合性の確認結果報告書	3部
計画通知手続関係書類	3部
補助金申請関連図書	3部
地質調査資料	3部
パース	10部
その他必要資料	3部
電子データ (最新のパターンを使用したウイルスチェックを行うこと)	1部

**着工時及び施工中の提出書類**

1 着工時の提出書類

事業者は、下記の書類（市で定める書式で）を市に提出する。ただし、建設企業が工事監理者に提出し、工事監理者の承諾を受けたものを工事監理者が市に提出・報告する。

書類	部数
工事監理業務着手届	2部
工事工程表	2部
工事監理体制表	2部
工事監理者選任届（経歴書を添付）	2部
工事実施体制	2部
工事着工届	2部
現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付）	2部
下請業者一覧表	2部
仮設計画書	2部
工事記録写真撮影計画書	2部
施工計画書	2部
主要資機材一覧表	2部
その他必要となる書類・データ類（CD-R）	2部
施工体制台帳	2部

2 施工中の提出書類

事業者は、下記の書類を市に提出する。

ただし、建設企業が工事監理者に提出し、その承諾を受けたものを工事監理者が市に提出・報告する。

書類	部数
機器承諾願	2部
残土処分計画書、報告書	2部
産業廃棄物処分計画書	2部



書類	部数
再資源利用（促進）書	2部
主要工事施工計画書	2部
生コン配合計画書	2部
各種試験結果報告書	2部
各種出荷証明	2部
マニフェストA・B2・D・E票	1部（写し1部）
工事監理報告書	3部
設計変更資料（設計者と協議の上作成）	2部
打合せ記録簿	2部
その他必要となる書類・データ類（CD-R）	2部

完成図書

市による完成検査時に次の書類を提出すること。市は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む。）を通知する。

また、提出図書は全てのデジタルデータ（CADデータ(jww 又は dxf)、Microsoft word, excel 及び全ての pdf データ）も提出すること。

書類	部数
工事完了届	1部
契約目的物引渡書	1部
保証書，同一覧表	1部
鍵引渡書（鍵番号一覧表共）	1部
メーカーリスト （建築版，設備版，什器備品版）	1部
設備機器仕様・規格・取扱説明一覧表	1部
協力（下請）業者一覧表	1部
官公庁関係書類，同一覧表	1部
予備品リスト	1部
鍵（鍵番号一覧表付きキーボックス入り）	1部
設備機器仕様書・規格書及び取扱説明書	1部
工事記録写真（CD-R版）	1部
建築物等の利用に関する説明書	1部
長期保全計画書	1部
竣工写真（アルバム形式）	1部
竣工図（建築）	観音製本A1判-2部， A3判-2部 ※竣工図は，設計図全てについて施工時に変更となった部分を修正すること。
竣工図（電気設備）	
竣工図（機械設備）	
竣工図（給排水衛生設備）	
竣工図（什器）	
施工図（一式）	
データ類CD	上記全てのオリジナルデータ(CAD(JWW)、Microsoftword, excel 及び全ての pdf データ)を一式

※ 竣工写真は外観4カット，内観（主要各室）1カット程度とする。

### 事業者等が付保する保険

事業者は、次の保険を事業者の費用負担において付保するものとする。

#### 1. 整備期間中の保険

- (1) 建設工事保険：工事中の施設に事故が生じた場合、事故直前の状況に復旧する費用を補償。
  - ・対象 本件工事に関する全ての建設資産
  - ・補償額 本施設の再調達金額
  - ・期間 着工から引渡し日まで
  - ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者、市とする。
- (2) 第三者賠償責任保険：工事中の第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償。
  - ・対象 本施設内における建設期間中の法律上の賠償責任
  - ・補償額 対人：1 名あたり 1 億円、1 事故あたり 1 0 億円  
対物：1 事故あたり 1 億円
  - ・期間 着工から引渡し日まで
  - ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者、市とし、交叉責任担保特約を付ける。
- (3) その他の保険：事業者提案による。

#### 2. 引渡日以降の保険

- (1) 普通火災保険：引渡日以降事業期間満了日までの火災等により本施設に損害が生じた場合、その損害を補償。
  - ・対象 本施設
  - ・補償額 再調達価格
  - ・期間 引渡し日から事業期間満了日までただし、事業者により、上記普通火災保険の付保と同等と認められるその他保険の設計等を提案した場合には、市は、これを以って上記火災保険の付保に代えることができる。
- (2) 第三者賠償保険：引渡日以降事業期間満了日までの第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償。
  - ・対象 維持管理期間中の法律上の賠償責任
  - ・補償額 事業者提案による
  - ・期間 引渡し日から事業期間満了日まで
- (3) その他の保険：事業者提案による。

別紙 8（第 13 条第 4 項第 4 号、第 31 条第 3 項第 4 号、第 33 条第 1 項第 4 号、第 35 条第 3 項、第 40 条第 4 項、第 62 条第 2 項関係）

### 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合

#### 1 整備期間

整備期間中に不可抗力が生じ、本施設に損害（ただし、事業者の得べかりし利益は含まない。以下、本別紙 8（不可抗力による損害及び費用の負担割合）において同じ。）、損失及び費用が発生したときは、当該損害、損失及び費用の額が整備期間中に累計でサービス購入料のうち、施設整備費に相当する額の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により事業者の負担額を超える額の保険金が支払われたときは、当該保険金額相当額は、損害、損失及び費用の額から控除する。

#### 2 引渡日以後

引渡日以後に不可抗力が生じ、本施設に損害、損失及び費用が発生したときは、当該損害、損失及び費用の額が、一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべき【別紙 11（サービス購入料の構成及び支払方法）の定めるサービス購入料 B】の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により事業者の負担額を超える額の保険金が支払われたときは、当該保険金額相当額は、損害、損失及び費用の額から控除する。

### 保証書の様式

〔建設企業〕（以下「保証人」という。）は、（仮）新富士見市民温水プール整備・運営事業（以下「本件事業」という。）に関連して、事業者が天津市（以下「市」という。）との間で締結した平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日付事業契約書（以下「本件事業契約」という。）に基づいて、事業者が市に対して負担する債務（第1条に規定する債務をいう。以下「主債務」という。）につき事業者と連帯して保証する（以下「本保証」という。）。なお、本保証において用いられる用語は、本保証において特に定義された場合を除き、本件事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

#### （保証）

第1条 保証人は、本件事業契約第41条第1項及び同条第2項に基づく事業者の市に対する債務を保証する。

#### （通知義務）

第2条 市は、本保証の差入日以降において本件事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

#### （保証債務の履行の請求）

第3条 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。

2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から7日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。保証債務の履行期限は、市及び保証人が別途協議のうえ、決定するものとする。

3 保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

#### （求償権の行使）

第4条 保証人は、本件事業契約に基づく事業者の債務が全て履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。ただし、市及び事業者の同意がある場合は、この限りでない。

(終了及び解約)

第5条 保証人は、本保証を解約することができない。

2 本保証は、本件事業契約に基づく事業者の債務が終了又は消滅した場合において、終了するものとする。

あ

(管轄裁判所)

第6条 本保証に関する訴訟、和解及び調停に関しては、大津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上の証として本保証書を2部作成し、保証人はこれに署名し、1部を市に差し入れ、1部を自ら保有する。

平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

保証人：

## 年度業務報告書

### 1 維持管理業務に係る報告書

#### (1) 日報

事業者は、各暦日に係る維持管理業務の業務ごとに、その実施状況を正確に反映した日報を作成し、本施設内の所定の場所にて保管し、市又はその指定する第三者が要請したときは、その閲覧及び謄写に供する。なお、かかる日報の様式、内容、添付資料等は予め市と協議して定める。

#### (2) 月次業務報告書（月報）

事業者は、各暦月に係る維持管理業務の各業務ごとに、前号に基づき作成された日報を取りまとめ、当該暦月における当該業務の実施状況に係る月次業務報告書を作成し、翌月の 10 日までに、その関連資料を添付して市に提出する。なお、かかる月次業務報告書の様式、内容、添付資料等は予め市と協議して定める。

#### (3) 四半期総括書

事業者は、各四半期に係る維持管理業務の各業務ごとに、当該四半期における当該業務の実施状況に係る四半期総括書を作成し、当該四半期末の翌月末日までに、その関連資料を添付して市に提出する。なお、かかる四半期総括書の様式、内容、添付資料等は予め市と協議して定める。

#### (4) 年次総括書

事業者は、各事業年度に係る維持管理業務の各業務ごとに、当該事業年度における当該業務の実施状況に係る年次総括書を作成し、当該事業年度終了後毎年 4 月末日までに、その関連資料を添付して市に提出する。なお、かかる年次総括書の様式、内容、添付資料等は予め市と協議して定める。

### 2 運営業務に係る報告書

#### (1) 日報

事業者は、各暦日に係る運営業務の業務ごとに、その実施状況を正確に反映した日報を作成し、本施設内の所定の場所にて保管し、市又はその指定する第三者が要請したときは、その閲覧及び謄写に供する。なお、かかる日報の様式、内容、添付資料等は予め市と協議して定める。



(2) 月次業務報告書（月報）

事業者は、各暦月に係る運營業務の各業務ごとに、前号に基づき作成された日報を取りまとめ、当該暦月における当該業務の実施状況に係る月次業務報告書を作成し、翌月の 10 日までに、その関連資料を添付して市に提出する。なお、かかる月次業務報告書の様式、内容、添付資料等は予め市と協議して定める。

(3) 四半期総括書

事業者は、各四半期に係る運營業務の各業務ごとに、当該四半期における当該業務の実施状況に係る四半期総括書を作成し、当該四半期末の翌月末日までに、その関連資料を添付して市に提出する。なお、かかる四半期総括書の様式、内容、添付資料等は予め市と協議して定める。

(4) 年次総括書

事業者は、各事業年度に係る運營業務の各業務ごとに、当該事業年度における当該業務の実施状況に係る年次総括書を作成し、当該事業年度終了後毎年 4 月末日までに、その関連資料を添付して市に提出する。なお、かかる年次総括書の様式、内容、添付資料等は予め市と協議して定める。

以 上

別紙 11（第 55 条第 1 項、第 56 条、第 64 条第 1 項第 1 号ないし第 3 号、第 65 条第 4 項第 1 号ないし第 3 号関係）

**サービス購入料の構成及び支払方法**

※入札説明書より転記する。

別紙 12 （第 53 条第 2 項、第 57 条、第 60 条第 2 項関係）

**モニタリングの手順及びサービス購入料 B の減額方法**

※入札説明書より転記する。

別紙 13 (第 13 条第 4 項第 3 号、第 31 条第 3 項第 3 号、第 33 条第 1 項第 3 号、第 40 条第 4 項、第 62 条第 2 項関係)

### 法令変更による費用等の負担割合

法令	市負担割合	事業者負担割合
① 本事業に直接関係する税制等の変更等に係る法令の新設、変更に関するもの	100 分の 100	100 分の 0
② 上記①に該当しない税制等の変更等に係る法令の新設、変更に関するもの	100 分の 0	100 分の 100
③ 上記①②に該当しない法令のうち、本事業に直接関係する法令の新設、変更に関するもの	100 分の 100	100 分の 0
④ 上記①②③に該当しない法令の新設・変更の場合	100 分の 0	100 分の 100

以 上